

社会福祉法人鈴鹿聖十字会

2026（令和8）年度 事業計画

I. 基本理念・基本方針

1. 社会福祉法人鈴鹿聖十字会の基本理念

- (1) 利用者の皆様一人ひとりが、安全に、安心して生活していただけるように支援する。
- (2) 利用者の皆様一人ひとりにとって最も有利なサービスを提供する。
- (3) 利用者の皆様一人ひとりに心から寄り添い、その声に耳を傾け、人間性・尊厳・生きる権利を最大限に尊重する。

2. 法人運営に関する基本方針（詳細はⅢ項参照）

- (1) サービスの向上と居住環境の改善
- (2) 職員の離職率低下
- (3) 地域の福祉課題の解決に向けた取り組み
- (4) 50年先も持続可能な基盤の確立
- (5) コンプライアンスとガバナンスの強化

II. 鈴鹿聖十字会 2026（令和8）年度の事業内容

1. 第一種社会福祉事業の実施

- (1) 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家の経営
- (2) 特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家の経営
- (3) 聖十字四日市老人福祉施設の経営
- (4) 障害者支援施設 菰野聖十字の家の経営
- (5) ケアハウス 白百合ハイツの経営

2. 第二種社会福祉事業の実施

- (1) 認定こども園 聖マリアこども園の経営
- (2) 介護老人保健施設 聖十字ハイツの経営
- (3) 鈴鹿聖十字の家 老人居宅介護等事業の実施
- (4) 鈴鹿聖十字の家・菰野聖十字の家 聖十字四日市老人福祉施設 老人短期入所事業の実施
- (5) 菰野聖十字の家 障害福祉サービス事業（短期入所）の実施
- (6) 老人デイサービスセンター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (7) 老人介護支援センター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (8) 病後児保育事業（聖マリアこども園）の実施
- (9) 菰野聖十字の家 特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施
- (10) 聖十字こもれびハウス障害福祉サービス事業（生活介護・短期入所）の実施

3. 公益事業の実施

- (1) 菰野聖十字の家診療所の経営
- (2) 居宅介護支援事業

- (3) 通所リハビリテーション事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業

Ⅲ. 2026（令和8）年度の具体的事業計画

1. 利用者される方一人ひとりが安全に安心して過ごしていただけるように、サービスの向上と居住環境の改善を図る。

(1) 職能・職種に応じた多様なテーマの法人内合同職員研修を年6回以上行い、職員の資質向上を図ることでサービス向上を目指す。

(2) 菰野聖十字の家、聖マリアこども園の改修計画に着手する。特に菰野聖十字の家に関しては、使用していない建物やスペースを有効活用し、利便性を向上させる。また、聖十字こもれびハウスと棟続きの建屋は障がい児福祉サービス事業所への転用を図る。また、長期間使用されていない「温泉施設」に関しても、他用途での活用に向けた道筋を作る。

(3) 介護保険施設を中心に、各拠点で利用者の安全・サービスの質の向上、及び職員の負担軽減のための「生産性向上委員会」を立ち上げ、介護ロボットやICTの導入とそれに伴うサービスの向上と業務改善を継続的に実施する。

今年度は、聖十字四日市老人福祉施設にて見守り支援システムと通信システムを新規導入、職員の周辺業務を可能な限り省力化し、職員が直接利用者とかかわるサービスを充実させ、利用者満足度を向上させることと、現場における職員間の連絡方法の改善による利用者の安全性向上を目的とする。また次年度に向け、補助制度を活用して他の介護保険施設にも新規導入を行っていくほか、すでに一部導入済みの施設においても、既存のものと連携して使える機器の導入を進めていく。

2. 職員の離職率を低下させ、運営の安定化を図る。

(1) 「コミュニケーションシート」を活用し、全部署内において職員の個別面談を行って意思疎通を密にするとともに、職員が目的意識を持ち、自らの業務に前向きに取り組めるようにし、ひいては個々の人材育成につなげていく。

(2) 合同職員研修を行うほか、情報交換の機会を持つことによって、拠点間で現場レベルの職員同士の交流を活発に行い、職員が視野を広げ、意欲を向上させることができるようにする。

(3) 「介護職員等処遇改善加算」を最大限に取得し、これをすべて職員の処遇改善に充てることを継続していく。また、「育児・介護休業法」の改正に伴って就業規則及び関連規程を迅速に改定し、子育てや家族の介護を抱える職員が、安心して働き続けることができるように努める。

(4) 給与体系や年間休日数の見直し、福利厚生目的スペースの新設など、職員の処遇改善のための具体的計画を策定し、次年度からの実施を目指す。

3. 地域の福祉課題の解決を目指して取り組む。

(1) すべての年齢層をカバーする福祉サービス事業体制の実現のために、児童分野への進出を目指し、準備に取り組む。

(2) 全年齢層対象のワンストップ相談窓口の新設と、世代間交流が可能となる施設開設に関する研究を行う。

4. 50年先も持続可能な社会福祉法人となるために、強固な運営基盤を確立する。

- (1) 財務状況の維持・改善のため、稼働率の維持・向上に努める。各拠点の年間稼働率の目標は「97.0%以上かつ前年度を上回る」とする。
- (2) サービス活動収益は単年度で総額24億円以上を目指す。
- (3) サービス活動増減差額を前年度より増加させるとともに、同収支差額がマイナスのサービス区分をなくす。
- (4) 給与、社会保険及び採用活動といった人事関連事務の統合化を図る。
- (5) 大学との連携、採用ホームページ更新、SNS活用による新卒など若手人材の採用活動を積極的に行う。大学・短大・専門新卒人材を3名以上採用する。また、今年度より受け入れる外国人材が定着できるための基盤を作り、次年度以降も受け入れが継続的にできるよう取り組む。
- (6) 「鈴鹿聖十字会人材育成計画」に基づき、経験年数や職階に応じた人材育成施策を実施して、将来を担う人材を育成する。
- (7) 市街化調整区域に立地し、今後使用の目途が立たない所有地に関しては、事業者や行政と協議しながら売却する方向で検討を進めていく。

5. コンプライアンスとガバナンスの強化

社会福祉法人として、公益性、非営利性を重視して適法に運営していくことを心がけると同時に、経営判断が求められる事象に対しては迅速な判断ができるような体制を確立する。

- (1) 定款及び定款細則に則り、理事会・評議員会審議を必要とする重要な用件があれば常に理事会・評議員会を開催し、審議を行ったうえで決定する。
- (2) 各施設において、運営上の重大な課題が発生していることがわかったら、速やかに状況確認を行うとともに迅速に検討を行い、改善策を立案・実施する。その後も担当者から継続的に報告させ、必要に応じて対策の見直しを行う。
- (3) 各施設・事業所において、職員による不祥事等が発生した場合は、即座に対策チームを立ち上げ、関係者から事情聴取を行い、対処の方針を策定する。また、必要に応じて「懲罰委員会」を招集、職員の処分内容を審議する。

社会福祉法人鈴鹿聖十字会 実施事業一覧（2026年）

名称	事業名	定員
特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	60
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	---
	居宅介護支援事業	---
	老人居宅介護等事業（訪問介護事業）	---

障害者支援施設 菰野聖十字の家	生活介護事業	60
	施設入所支援事業	60
	障害者短期入所事業	---
	特定相談支援事業	---
	障害児相談支援事業	---
障害福祉サービス事業所 聖十字こもれびハウス	生活介護事業	20
	障害者短期入所事業	7
	日中一時支援事業	---
特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家	介護老人福祉施設（ユニット型）事業	60
	介護老人福祉施設（従来型）事業	30
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	7
	居宅介護支援事業	---
介護老人保健施設 聖十字ハイツ	介護老人保健施設事業	100
	短期入所療養介護事業	---
	通所リハビリテーション事業	18
	訪問リハビリテーション事業	---
ケアハウス 白百合ハイツ	ケアハウス事業	50
聖マリアこども園	幼児教育・保育一体型認定こども園事業	95
	病後児保育事業	---
聖十字四日市老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設事業	29
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	10
	老人デイサービス事業	25
	老人介護支援センター（四日市市委託事業）	---
	居宅介護支援事業	---
菰野聖十字の家診療所	診療所事業	---

特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家

2026（令和8）年度 事業計画

事業内容：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 60 名
短期入所生活介護（空床利用型）
居宅介護支援
老人居宅介護事業等事業

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただくために、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。また科学的根拠に基づいた介護を基本とし、経験や勘に頼らない介護サービスの提供を実践する。これにより介護者がやりたい事をするのではなく、利用者が本当に望んでおられる事をお世話できる施設を目指す。

1. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症予防委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。

2. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいと安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、施設内研修を実施するほか、法人内研修、外部研修にも例年以上に参加する。
とりわけ、身体拘束の廃止や高齢者虐待の防止を含めた、利用者の人権尊重に関する内部研修を実施し、入居者の方一人ひとりが常に安心して生活していただけるために職員の人権意識を向上させる。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、身体拘束廃止委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合及び自然災害発生時においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めたが（BCP）、研修、会議、訓練などを通して随時 BCP をブラッシュアップしていく。

3. 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・ユニット間の交流行事として、喫茶行事を毎月実施する。
- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて誕生日のお祝いや季節を感じていただける「イベント」を開催する。
- ・今年度においては、近隣への外出行事を前年度以上に頻繁に実施する。（感染症等の状況を見ながら）
- ・野菜作りや花の栽培、近隣の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える機会を多く持てるようにする。

Ⅱ. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

- ・施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。
- ・年間ベッド稼働率目標：97.5%
- ・利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。
- ・鈴鹿市からの緊急一時保護、措置、ケアマネ・家族からの急な依頼なども積極的に受け入れる方向で検討し、空床ベッドを埋めていく。

2. 職員の資質向上のための取り組み

- ・施設内研修：年10回以上実施
- ・施設外研修：年間7名程度参加

3. 経費の節減

- ・電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出を徹底的に削減する。

4. 人材の育成・定着化

- ・「アセッサー」資格を取得した職員を中心として、介護職員の「キャリア段位制度」の導入を図り、多くの職員が段位を取得できるように取り組んでいくと共に、そのノウハウを新入職員の教育訓練にも活用していく。
- ・ユニットリーダー研修修了者が現在4名在席。令和8年度はもう一名の職員をユニットリーダー研修に参加させ、ユニット職員の活性化をはかる。また、研修等を通じて既存職員の意欲向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを進め、退職者を前年度より減少させるように取り組む。
- ・将来のユニットリーダー、副主任、主任、生活相談員などを育てることを念頭に置いた職員教育や業務の割り振り、研修参加などを実施していく。

5. 効率化

- ・介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化につながる ICT を導入し、業務の効率化を図る。また全居室にバイタル測定機能、離床センサーなどを兼ね備えた介護ロボットの導入を検討。（三重県のロボット補助金の活用を念頭に）

これらの導入により介護の生産性向上を図っていきたい。

また適時、各種福祉用具等を利用し職員の負担軽減を図っていく。

Ⅲ. 各ユニットの事業計画

1. 「海」ユニット 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	意見交換を行い、意思統一を図る。	問題点・改善点について検討。	ユニット職員	2 か月に 1 度
行事の実施	入居者の身体機能の活性化と日々、楽しみを持っていただく。	実施計画を事前に立て、計画書を作成し、他部署と連携を取り実施する。	ユニット職員	毎月
環境整備	生活環境を整え快適に過ごしていただく。	ユニット全体の整理整頓・掃除。 適切な温度・湿度管理。 換気。	ユニット職員	随時
介護事故・ヒヤリハット	事故の防止と予防	事故発生時に他部署と連携し対応策を検討。 事故報告書を活用し介護方法の見直し。 危険個所や危険な状況等発見時は連絡ノートに記載し注意喚起を行う。	ユニット職員	随時

2. 「大地」ユニット 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットMの開催	個々の意見をくみ取り、業務、各入居者様のケアの見直しを行う。	開催 1 週間前に議題を各職員に渡し、参加できない職員の意見をあげる。 ・事故報告を上げた対応策がうまく行われているのか等、その後の確認。	2 か月に 1 回	2 か月に 1 回

レクリエーション	日常に楽しみを持って頂く。	・ユーチューブ鑑賞 ・ビデオ鑑賞 趣味の作品展への出し物 輪投げ等	週 1 回 (入浴ない日など)	週 1 回 (入浴ない日など)
感染症委員会	委員会を開き感染予防・防止策等	・コロナ対応見直し ・季節に応じた感染対策。	3 か月に 1 回	3 か月に 1 回
全体レク	フロア内での交流深め、日常生活に楽しみを持って頂く。	お花見、ひな祭り、園庭散歩、七夕、納涼祭、敬老会、運動会、クリスマス、書初め、節分	月 1 回	月 1 回

3. 「空」ユニット 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居者ケア・業務の改善	情報の共有・意見交換を行いながらサービスの統一と質の向上を目指す。	・ミーティングにて問題点や改善点等さまざまな意見を出し合い、検討、実行する。また、ご入居者からのご意見もチーム内で共有し検討していく。 ・日々の業務の中から出た意見をチーム内で迅速に検討し実施していく。 ・年間の行事計画に沿って行事を開催し楽しみを持っていただく。	ユニット職員	2 か月に 1 回 随時 開催月
環境整備	入居者の生活環境を整え清潔で暮らしやすい環境を整える。	・日々の清掃 ・消臭剤等を活用する。 ・適切な温度・湿度管理 ・エアコンの管理（フィルター掃除など）	ユニット職員	毎日 随時 毎日 季節ごと
事故防止	ケガ等なく安全かつ安心して生活していただく	・事故やヒヤリハットが出た際は早急に報告書を提出し、改善策をチーム内や協力ユニットと共有する。 ・連絡ノートを活用しながら情報の共有に努め	ユニット職員	随時

		る。		随時
--	--	----	--	----

4. 「太陽」ユニット 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
業務の改善	チーム内の情報共有を高める事により、より質の高いサービスの提供を目指す	業務上の課題についてユニットのメンバーで、連絡帳を中心として、日々の情報交換の質を高め、入居者様に、統一した、質の高いサービスを提供する。	ユニット職員 相談員 主任	3 か月に 1 回
清掃・環境整備	入居者様の居室や共有スペースなどの清掃を行い、快適で、清潔な生活空間を提供する事に努める。	ユニット内の清掃場所のチェックシートを作成し、2 か月に 1 回、清掃が実施できているかの確認を行う。	ユニット職員 作業職員	2 か月に 1 回
円滑に、毎月の行事を実施する。	毎月、行事を行い、入居者様に季節の楽しさを感じて頂きます。	年度初めに、年間行事計画を立案し、ユニット職員に、各行事の担当を担っていただき、ユニットリーダーがサポートすることで、円滑に実施できるようにする。	ユニット職員 主任	毎月

5. 「星」ユニット 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティング開催	意見交換を行いサービス向上に努める	班編成もあつた為意見交換行い、支援統一を行う。	ユニット職員 相談員	3 か月に 1 回
介護事故について	事故防止について	情報共有を行い事故を減らす。 申し送り・連絡ノート活用し防止策を検討していく	ユニット職員	随時
行事開催について	月ユニットと連携し、入居者様に楽しさを持って頂	年間行事計画にそって、行事開催行っていく。	ユニット職員	毎月

	く。			
家族対応 環境整備に ついて	入居者様のご 様子をこまめ に記録を行 い、ご家族様 に様子報告行 えるように、 普段からコミ ュニケーショ ンをとってい く。 必要物品の検 討 居室の掃除	連絡ノート・ケアパレッ トを使用して対応でき るように努める。 必要物品があれば 家族様に連絡行う	リーダー ユニット 職員 相談員	随時

6. 「月」ユニット 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミ ーティング の実施	意見交換を行 い、チームと しての意見を まとめる。	問題点・改善点について 検討。	ユニット 職員	2か月に1度
行事の実施	季節にそった レクレーショ ンをもちいて 楽しみを持っ ていただく。	実施計画を事前に立て、 計画書を作成し、他部署 と連携を取り実施する。	ユニット 職員	毎月
環境整備	生活環境を整 え快適な環境 で過ごしてい ただく。	ユニット全体の整理整 頓・掃除。 適切な温度・湿度管理。 換気。	ユニット 職員	随時
介護事故・ ヒヤリハッ ト	事故の防止と 予防	事故発生時に他部署と 連携し対応策を検討。 事故報告書を活用し介 護方法の見直し、危険個 所や危険な状況等発見 時はリスクマネーজে メントとして連絡ノート に記載し注意喚起を行 う。	ユニット 職員	随時

IV. 各職種の事業計画

1. 栄養・調理 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
衛生	食中毒0件	・手洗い励行 ・衛生点検実施 ・水質検査実施 ・食材、器具、設備を清潔に保つ。 ・温度管理記録 ・調理後、2時間以内に喫食	調理員 管理栄養士	毎日
		・検便の実施		1回/月(夏2回)
食の安全	異物混入0件	・清潔な制服着用 ・異物注視 ・不要物の排除 ・検品 ・部外者の出入り禁止		毎日
非常食	非常事態での食事提供継続	・非常水、非常食の常備、入替え ・マニュアル作成 ・他部署にも周知	管理栄養士調理員	水：1回/5年 常食：1回/5年 ミキサー：1回/1.5年
献立	栄養素量充実	・食品構成表を基に献立作成	管理栄養士	通年
給食費	物価の高騰による食材費の増加を抑制	・食材の見直し ・献立の調整 ・納品書をチェックし適正価格を維持 ・業者の見直し	管理栄養士	毎日 適宜
行事食	サービス向上 満足度向上	・旬の食材を使用したイベント実施	管理栄養士 調理員	1回/月
調査	サービス向上	・嗜好調査の実施	管理栄養士	1回/年
喫茶	サービス向上 交流の場作り	・案内表の作成 ・手作り御菓子、飲み物を提供	管理栄養士調理員	1回/月
ミーティング	サービスの改善 仕事効率向上	・イベント食の反省 ・意見交換 ・問題点の改善	施設長 管理栄養士調理員	1回/月
教育	知識向上	・研修に参加	調理員	6回/年

			管理栄養士	
栄養ケア マネジメント	低栄養の予防 栄養改善	・栄養ケアプラン作成 ・LIFE 入力	管理栄養士	4 回/年 入居時
		・モニタリングの実施	管理栄養士	1 回/月
		・ミールサントの実施 実施できない時はほのぼの で情報を共有し、モニタ リングに記録する。	管理栄養士	中高リスク3回/週
報告	情報提供	・給食運営状況を保健所 へ報告	管理栄養士	11 月

2. 生活相談員 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居調整	年間稼働率 97.5%	入居申込時に緊急性が 高い場合、優先的に状況 調査・面談を行う。	生活相談員	通年
		空床発生後から、新入居 までの期間短縮を目指す。	生活相談員	通年
		空床発生時は、居宅介護 支援事業所等に空床案 内、ショートステイの利用 案内を行う。	生活相談員	通年
		入居検討委員会を定期的 に開催し、入居候補者の 選定を行う。	生活相談員	月 1 回
		施設のパンフレットを 居宅介護支援事業所、病 院などに配布する。	生活相談員	年 2 回
入居者様、 家族様対応	満足度の向上	入居調整や入居手続き 時に丁寧に施設概要を 説明し、ご要望を確認す る。ご相談があったとき は迅速に対応する。家族 様来所時は、ご様子を報 告する。	生活相談員	通年

職員教育	ユニットリーダー支援	ユニットリーダーが、円滑にユニットを運営できるように協力・助言する。	生活相談員	通年
------	------------	------------------------------------	-------	----

3. 介護支援専門員 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケース検討	サービス向上に向けた情報共有	ユニット職員を中心に各職種の意見を聴取（会議、聞き取り）。	介護支援専門員	入居者一人につき 1回/3か月
ケアプラン作成	入居者一人ひとりの生活に沿ったプランの作成	ケース検討をもとにユニット担当職員と情報共有し作成する。	介護支援専門員	入居者一人につき 1年/1回（状態変化ない場合）

4. 看護 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	入居時の状態把握、情報の共有 入退院時の医師との連携	薬剤の効用、副作用等の勉強会	嘱託医 看護職員	通年
	施設内研修内容の共有と周知、把握	施設内研修を元にミーティングを開催	全員	
衛生管理	健康管理と全身状態の把握	年1回 胸部 X-P 採血検査等を実施 ※結果で要治療の場合、 医師の指示を仰ぎ対応	嘱託医 看護職員	通年 医師の指示、対象者の状態に応じて施行
	定期的な VS 測定による状態観察	異常時、医師への上申、指示の実施	看護職員	通年
カンファレンス	感染予防委員会	感染対策策定 予防接種の実施 外来者への検査 外出者（受診を含む）の 検温の実施 感染症罹患者が発生した場合の対応の確認、マニ	看護職員 介護職員 嘱託医 栄養士 相談員	3か月/1回 入居時及び適宜

		マニュアルの作成		
	褥瘡委員会	褥瘡の予防、悪化の防止		通年
研修会	入居時の状態把握、情報の共有 入退院時の医師との連携	薬剤の効用、副作用等の勉強会	嘱託医 看護職員	通年
	施設内研修内容の共有と周知、把握	施設内研修を元にミーティングを開催	全員	

5. 事務 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
施設財政の安定化	稼働率の向上を図る。	入院や入居までの空きベッドをショートステイに利用し、年間ベッド稼働率目標を98%以上とする。	相談員 事務員	通年
	適正な財務運営	物品在庫、使用状況を毎月事務Mにて確認し消耗品の節約、光熱費の削減を他部署に呼び掛ける。 物品の購入価格の比較を行い、支出を削減する。	事務員	毎月
	徴収不能金ゼロ	入居者利用料の入金状況を確認し、確実に徴収する。	事務員	毎月
預り金の管理	適正な預り金管理を行い、家族様に報告する。	家族様への預り金の収支・残高の報告をする。	事務員	年4回
利用者満足度アンケート	家族様および利用者様が安心・満足されるサービスを提供する。	利用者満足度アンケートの実施および分析と、家族様への報告・回答をする。	事務員 相談員	年1回

広報誌の発行	施設の様子を利用者様、家族様にお知らせする。	広報誌「すばる」を発行する。	事務員	年 4 回
職員研修会	知識・技能の習得のための研修計画と、外部研修の情報提供をする。	内部研修会の計画、外部研修会の手続きと職員への報告書の周知をする。	施設長 事務員 全員	内部 年 12 回 外部 随時
あいさつ	コミュニケーション向上のため。	職員同士を含め利用者様、来訪者へ気持ちの良いあいさつをする。	全員	毎日
業務連絡時の会話	利用者様、家族様、来訪者に不快感を与えないように注意を払う。	個人情報等あるため言葉遣い・声の大きさに気をつける。	全員	毎日
職員の健康維持	元気に勤務できる職場づくりを行う。	健康診断・ストレスチェックを実施し、結果を産業医・衛生委員会で確認、必要な対策を講じる。	施設長 産業医 相談員 看護主任 介護主任 リーダー 事務員 全員	健康診断 年 2 回 ストレスチェック 年 1 回
感染症対策	施設内にウイルスを持ち込まない。	職員の感染症対策の徹底とプライベート等でのあり方の呼びかけ。 ドアノブ、手すり、エレベーター押しボタン等の消毒。	全員	通年
		家族様への面会方法のお知らせ。 来訪者の玄関での検温と消毒の徹底。	相談員 事務員	随時
災害への備え	災害時、適切に対応して被害を最小限にする。	緊急連絡網の整備、避難訓練、消火訓練、通報訓練の計画と実施。	介護主任 全員	年 3 回

設備の適切な使用と維持管理	機械設備の無駄な使用をなくす。	空調、照明、給湯の無駄な使用がないよう常時監視する。	施設長 事務員 作業職員 全員	通年
	機械設備を適切に維持管理する。	空調、電気製品、水道衛生設備の日常の点検や手入りを定期的に行い、常に良い状態で使用する。(エアコン・流し台・食洗器・浴室・洗面所・トイレ等)		
敷地内の環境維持	館内の美化と玄関、建物の壁・軒下の蜘蛛の巣除去	窓、網戸、床、カーテン等の清掃・洗濯 蜘蛛の巣など除去しきれいにする。	施設長 事務員 作業職員 栄養士 全員	随時
	庭を継続して美しく保つ。	芝生、菜園、駐車場、貯水池等の除草作業。1Fユニット外の庭木剪定作業。 花壇や玄関前に花を植え景観を美しくする。	作業職員 事務員 栄養士	通年

6. 居宅介護支援 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
利用者の確保	目標値：月 30 名	緊急ケース受け入れ等により地域の信頼を得る。	介護支援専門員 (居宅)	通年
認定調査の実施	目標値：月 5 件	鈴鹿亀山地区広域連合や各保険者からの依頼に対応していく。	介護支援専門員 (居宅)	通年

V. 各委員会の事業計画

1. 介護事故防止委員会 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	事故発生予防のため	委員会を年4回開催。	担当委員	6月・9月 12月・3月
事故事例の集計・分析の実施	事故防止対策の策定のため	前年度の事故事例を集計し、内容・時間・場所等分析して職員に公表。	担当委員	6月・9月 12月・3月

事 故 事 例 の 検 討	事故防止対策 の策定と実施	上記実施後、ユニット ごとの状況に応じた事 故防止策を策定し、実 施する。	担当委員	委員会実施後
施 設 内 研 修 の 実 施	職員の意識向 上	職員が事故を予防する ための注意点等を具体 的に学習できる研修を 実施する。	担当委員	年 1 回

2. 感染症予防委員会 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定 期開催する。	感染予防のた め	3 ヶ月に 1 回の頻度で 委員会を開催する。 参加者（委員）は施設 長・看護職員・介護職 員・栄養士・事務員の 各職種より 1 名～2 名。	担当委員	4 月・7 月・10 月・1 月
感染症・食中 毒予防対策 の策定	予防対策の標 準化	現行の予防策を見直 し、全職員が実施でき る予防対策・マニユア ルを策定する。	担当委員	10 月末
予防対策の 実施管理	予防対策が確 実に実施され るため	各委員が、自分の業務 範囲において予防対策 が確実に実施できてい るかフォローする。	担当委員	11 月～3 月末
感染症発生 及び蔓延の 予防に関する 訓練	感染症が発生 した場合であ っても、必要 な介護サービ スが継続的 に提供できる 体制を構築す る。	感染症発生及び蔓延の 予防のための訓練（シ ュミレーション）の実 施。	担当委員	10 月・1 月 10 月の訓練は BCP（感染症） 訓練（シュミレ ーション）と一 体的に実施

3. 身体拘束廃止委員会 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開 催	身体拘束廃止 のため	年 4 回の委員会を開催 する。	担当委員	6 月・9 月 12 月・3 月
身体拘束実	身体拘束ゼロ	実際に行われている場	担当委員	6 月・9 月

施事例の廃止検討	を目指す	合について、廃止を前提に具体的方法を協議する。		12月・3月
施設内研修の実施	身体拘束廃止方針の周知徹底	介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ。	担当委員	年2回
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内監視を行い、無断での拘束行為があれば即刻停止させ、注意指導を行う。	担当委員	通年

4. BCP 策定委員会 令和8年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	自然災害発生時等においても、サービス提供を継続するため。	年1回の委員会を開催する。	担当委員	2月
BCPの策定	サービス提供を継続するために実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。	年一回以上、委員会等でBCPを策定、見直しを行う。	担当委員	2月及び随時
施設内研修の実施	BCPの周知・徹底	平時から円滑に実行できるよう準備する。	担当委員	年1回
災害等が発生した際の訓練(シュミレーション)の実施。	災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。	災害等が発生した際の介護サービス継続的に提供できる訓練(シュミレーション)の実施。	担当委員	10月・2月 10月は感染症発生及び蔓延の予防のための訓練と一体的に実施 2月は自然災害発生時におけるBCP訓練を実施

5. 人権擁護・虐待防止委員会 令和8年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	虐待の防止のため	年2回の委員会	担当委員	5月・11月

	めの対策を検討するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること	を開催する。		
高齢者虐待防止マニュアル（指針）	高齢者虐待防止マニュアル（指針）の改定	年1回以上、委員会等で高齢者虐待防止マニュアル（指針）を策定、見直しを行う。	担当委員	5月及び適時
施設内研修の実施	虐待の防止	施設内・施設外の研修に参加する。	担当委員	年1回

6. 衛生委員会 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	職場内の衛生・安全環境を確立する。	年12回の委員会を開催する。	担当委員	毎月
労働災害の未然防止やメンタルヘルス維持のための活動の計画・実施。		- 各部署の現状把握 - 対応・予防策の協議 - 活動内容の計画、実施		

7. 入居検討委員会 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	適正な入居受け入れを行う。	年12回の委員会を開催する。	担当委員	毎月
申込者の優先度の検討。		申し込み受付職員からの詳細な情報をもとに、入居基準に則って入居順位を決定する。		

8. 介護現場生産性向上委員会 令和8年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サー	年1回の委員会を開催する。	担当委員	5月・8月・11月・2月

	ビスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する			
研修の実施	介護現場における生産性の向上	施設内・施設外の研修に参加する。	担当委員	適時

VI. 居宅介護事業（訪問介護・介護予防訪問介護）の事業計画

1. サービス方針

「利用される皆様が、可能な限りご自宅での生活を継続していただくことができるように、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

2. 事業計画

計 画 事 項	実施内容
決算で赤字にならないよう、安定的な収益をあげていく。	・サービス提供責任者が地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と密接に連絡を取り合い、安定的な利用者確保を目指す。 ・近隣の事業所だけでなく、鈴鹿、亀山、四日市の事業所には随時空き情報などを提供し、新規開拓していく。また空きがあれば遠方でも受けていく。 ・人件費や事業費などの経費軽減。（手当等の特養と按分し適正化していく）
担当職員間の連携を強化し、利用者の満足度の向上を図る。	・担当者によって利用者へのサービス内容が大きく変わることがないように、ミーティングにおいて利用者個別の状況、サービス内容、留意すべき点に関して担当者間で周知徹底を図る。 ・利用者満足度調査を年一回実施し、改善すべき点を明確にして取り組む。
利用者・家族からの苦情に対して丁寧に対応し、苦情を通して施設サービスの改善を図る。	・丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該利用者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。
職員の資質向上を図る。	・年 4 回、職員研修（居宅内部研修）を行う。また、外部研修についても、参加する機会を設ける。施設内部研修については毎月実施する。

障害者支援施設 菰野聖十字の家

2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

- ・障害者支援施設（生活介護事業 定員 60 名、施設入所支援事業 定員 60 名）
- ・障害者短期入所事業：空床利用型短期入所
- ・相談支援事業・障害児相談支援事業

II. 職員定数

看護職員、セラピストおよび生活支援員の配置数は、利用者に安心していただけ、また、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すため、人員配置体制加算（Ⅱ）基準数の配置を維持する。

III. 運営の基本方針および事業目標

「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、施設を利用されている多種多様な障害をお持ちの方が、本当に安心してその人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自律した生活を送ることができるよう、具体的な支援やサービス提供に対し明確なプランを立て、その実現に向け努めていく。

更に、障害を理由とする差別的な取り扱いへの認識不足と、不適切なケアの積み重ねから起きる障害者虐待に対して、職員個々がより一層の理解を深めること、様々な障害特性に関し、具体的事例に基づき学び、対人援助技術の向上を図ることや人材育成に力を入れ現役職の総力向上と次期リーダー候補の擁立を目指し、組織として正に業務が遂行できるよう役割と指示系統を明確にすることで、連携・協力を密に取り、各職種の専門性が活かされる支援・業務体制を構築していく。また、感染症対策にも留意しながら、安心して過ごしていただくとともに楽しみを見いだしていきたい。

利用者一人ひとりの意思と選択を尊重し、日常生活および日中活動のあらゆる場面において、可能な限り皆様が自ら意思決定できるよう支援員は障害特性を熟慮し、さまざまな情報をお伝えしながらコミュニケーション支援を行っていく。

また、事業継続計画（BCP）について適時見直しを行い、自然災害、大火災、未知の感染症拡大などの緊急事態に備える。入居者、利用者、職員に対する被害を最小限にとどめつつ早期復旧し事業継続ができるよう方法や手段を決めておく。

IV. 具体的な事業計画およびその内容

1. 施設入所支援・生活介護事業（入居部門）

計 画 事 項	実施内容
利用者の意思と選択を尊重した意思決定支援を実施する。	・主任、副主任は施設内全体に目を向け、利用者のニーズやご家族からのご意見に耳を傾けるとともに、職員に対しても現行の業務体制や支援の課題

	に対する意見・要望等を聴取し、問題・課題点を整理して迅速かつ計画的に是正する。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、利用者からのご意見・要望等の声を聞き、課題を整理し皆様の要望等に応え、改善するところは是正していく。 ・利用者の意思と選択を尊重した支援を基本とし、本人が自らの生活を主体的に決定できるよう意思決定支援を実施する。
人材育成	・サビ管、主任・副主任は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、役職ごと及び勤続年数ごとに聞き取り・助言を行う機会を持ち意欲の向上に繋がられるよう努めていく。また、現役職の役割を明確化するとともに、コミュニケーションシートを活用し、課題に対する取り組む機会を与えスキルの向上に繋げていく。 ・リーダーは月次報告にて、半期・通年目標を挙げ、課題の整理や進捗状況を報告していく。また、課題解決に向け取り組んでいる中で進捗状況をリーダー自身が分析し、状況を明確にすることで他のリーダーや管理監督職と課題の共有に努め、現場の支援員に的確に指示を出していく。 ・次期リーダーを育成、支援員の個々の良さを引き出すために、積極的に意見の収集や役割分担をすること、利用者の声にしっかり耳を傾けること、ご家族との関わりを積極的に行えるようフォローしていく。 ・新人職員に対し、個別に研修を行うとともに、指導職員は法人理念を基に教育を行っていく。また、意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を6ヶ月間継続的に行い評価とフォローしていく。 ・ハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める。
組織作り	・指示系統の明確化を図る。 ・サービス管理責任者、主任、副主任、リーダーの役割を明確にし、組織として情報の共有を行う。 ・問題を共有し、課題や問題解決に向けて、裁量権がどこにあるのか明確にすることで、責任感が生まれることに期待する。

感染症対策を強化する	・さまざまな感染症を理解し、持ち込まない・拡げない・持ち帰らないことを徹底していく。 ・さまざまな感染症に対し、適時感染症対策を行っていく。 ・生活支援員は、個々で体調管理を行いつつ、調子の悪い時は絶対無理をしない。 ・感染症が発生した時には、各フロアの業務支援体制の見直しを図るとともに、業務負担を考慮した勤務指示をおこなっていく。 ・面会・クラブ活動・行事・外出・外泊については感染症の状況に応じ規制・緩和を行っていく。
危機管理体制を強化する	・BCP マニュアルの更新を随時行っていく。どうしても夜間や急を要するときがあるため、管理監督者がいない場合でも迅速に行動できるように各ユニットにもマニュアルを配置する。 ・支援体制の整備と確認を進めていく。
利用者の方々が施設で健康且つ安全に過ごしていただけるサービスを提供する	・サービス管理責任者は看護職員、セラピスト、栄養士、生活支援員とのカンファレンスを定期的に行い、意見を集約し支援の方向性を明確にする。 ・各職種が連携し居室の環境整備、栄養維持、日中活動を充実させ、褥瘡の発生を防止する。 ・管理栄養士を中心に栄養モニタリングの充実を図り、利用者の栄養状態の維持を目指す。 ・報告、連絡、相談を密に行う事で、利用者の健康状態の把握に努める。 ・セラピストを中心に利用者の主疾患の知識、福祉用具・移乗用具の取り扱い方などを必要時知ることのできる環境づくりを行う。 ・感染症対策委員会を中心に、食中毒・感染症に対する知識を高める研修を実施し、対応を徹底することで、感染症予防とその拡大防止に努める。
利用者の方々が施設で有意義に過ごしていただけるサービスを提供する	・支援員は、利用者の意見や要望を随時聴き取り、実現に向け多職種間で協議する。 ・障害特性の理解およびコミュニケーション能力の向上を図るとともに、利用者が安心して意思表出・自己実現が出来る環境を目指す。 ・利用者のニーズに沿った年間行事予定表を作成し、多職種間連携の元で実施する。 ・利用者の意向に沿った食事が提供できるように、食事満足度向上委員会にて献立等を協議し、食事満足度の向上を目指す。また、各フロアで、食事

	会やおやつの会などの行事計画書を立案し、楽しみを持つ機会を提供していく。 ・利用者のニーズを把握しながら、継続的に参加できるレクレーションなどの日中活動を提供する。
利用者の療養および居室環境を整備し、安心且つ快適に生活していただく	・生活支援員は、施設・個室内の美化に努め、且つ、視覚的に季節を感じ喜んでいただける環境を季節ごとに応じて提供する。 ・セラピストを中心に利用者の支援において必要な福祉用具・移乗用具の調査・選定、利用者への適合確認、管理方法を検討する。
障害者スポーツ・創作活動・生産活動を実施し、楽しみや生きがいを感じられる時間を提供する	・セラピストを中心に、既存の集団活動や創作活動を定期的に評価しながら継続し、且つ、「楽しみ」「生きがい」となる新たな活動を模索し提供する。 ・創作した作品等は展示やご家族様にプレゼント、また、他の施設とオンライン展示を通じて「やりがい」につながるよう支援していく。 ・利用者の身体状況に応じた障害者スポーツを実施する。
利用者の直接の声を聞き、社会参加を進める事で、日常生活における満足度の向上を図る。	・感染状況を勘案しながら外出等の計画を立案し施設外へ出られる機会を設ける。それにより社会交流機会や興味関心の持てる物・活動の幅を広げていただけるように努める。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、地域移行に向けた希望を利用者およびその家族に確認し、必要に応じて助言・相談を行っていく。
利用者の身体機能の維持・向上ができ活動的に過ごして頂けるよう努める	・関節可動域訓練や歩行訓練等の理学療法、創作・生産活動等の作業療法、摂食・嚥下等の訓練、言葉によるコミュニケーションに問題のある方にも豊かな生活が送れるような訓練を、理学療法士・作業療法士を中心に、多職種間の積極的な意見交換と情報共有を図りつつ実践する。 ・予後予測やリスク管理、社会的背景を考慮し、日常生活にそくした機能訓練、環境整備等を行っていく。
利用者の自律・権利擁護の視点に立ったリハビリテーションの実施に努める。	・利用者の声を適切に反映したリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、多職種との情報共有、支援内容の検討、実践を密に行っていく。 ・機能訓練や生活環境を整備し、コミュニケーション機器の活用することで、生活や交流を図りながら、利用者からの意思表示や自己効力感を高め、自己表現の場を増やし、社会参加への意欲向上を

	促す。 ・利用者が健康的な生活を維持していくために必要な事項について、セラピストや管理栄養士を中心に啓発活動を行う。
不適切ケアに対する理解を高め、利用者が人間としての尊厳を持って暮らせる環境を目指す	・不適切ケアに対しての理解を深めるために事例検討で意見交換していく。 ・3ヶ月に1度、虐待防止委員会を開催し、不適切と思われる具体的な事例を検討し、全職員に周知を図る事で、不適切ケアに対する意識を高めていく ・差別的な取り扱いの解消に向けて、利用者やそのご家族の声に耳を傾けながら、障壁を取り除く配慮に努めていく。 ・虐待や権利擁護に関する研修に参加するとともに伝達研修を実施する。
リスクマネジメント管理を適切に行い、介護事故を未然に防ぐ	・リスクマネジメント委員会や各リーダーを中心に、事故報告書及びヒヤリハット報告書の原因を明確にし、原因の奥に潜む要因を見つけ出す。要因に対して職員の動き、環境要因の改善策を上げ、周知徹底を図り介護事故の発生率低下を目指す。 ・生活支援員を対象に理学療法士による介護技術研修を年3回実施する事で、個々の介護技術を向上し、介助時における骨折0件を目指す。
職員のケアの質と専門性の向上、利用者・家族などとの良好な関係を築き上げるための教育訓練を実施する	・内部研修を2ヵ月に1度実施する。また、現場にとって有効と判断される外部研修・オンライン研修等に積極的に参加する。
職員の意欲が維持向上される環境づくりに努める	・主任、副主任は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、年2回以上個別の聞き取り調査を実施し、助言を行う機会をもつことで意欲の向上に繋がられるよう努めていく。 ・管理監督職者は職員から意志の表出をしやすい環境を構築する為、積極的に声をかけていく。 ・新人職員に対しては意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を6ヶ月間継続的に行い、評価していく。 ・様々なハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める。

職員の確保、定着に努める	・ 新人職員教育プログラムの整備だけでなく、指導者用マニュアルを作成する。 ・ 適宜、業務体制および職員配置の見直しを行い、全職員が嬉々として従事できる体制をつくる。 ・ 職員同士の情報共有を密にし、連携・協力体制をより強化する。 ・ 職員個々の意見、提案の汲み取りを密にし、より風通しのよい環境づくりに努める。 ・ 有効的な移乗用具を導入することで、介護業務の改善を図り、入居者および職員の身体的負担軽減を図る。 ・ 緊急対応時のフローチャートを作成し、全職員が安心して業務遂行できる体制をつくる。
適切な防災計画の策定と、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	・ 障害者支援施設に併設している特別養護老人ホーム、ケアハウスと共に年３回以上の防災訓練を実施する。 ・ あらゆる災害にも迅速かつ冷静な対応がとれるように内部研修を実施する。 ・ 水防法に基づく避難確保計画の策定に向けて、水害・土砂災害を含む非常災害対策を再検討し、災害時に迅速かつ的確に避難できる体制を整える。 ・ 緊急時にも酸素吸入や吸引器が使用できるように発電機を整備しているが、緊急時にも迅速かつ的確に発電機等の使用ができるように、介護・看護職員の研修・訓練を実施する。
施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための施設利用率の確保	・ サービス管理責任者は、行政、関係機関とも連携を取り、ベッド稼働率 97%を目指す。 ・ 聖十字こもれびハウスと連携を図りながら待機者や今後入所が必要と思われる方への働きかけを行っていく。 ・ サービス管理責任者は、近隣の行政機関と連携相談ができる関係性を構築する。 ・ サービス管理責任者は、地域の相談支援事業所と連携相談ができる関係性を構築する。 ・ サービス管理責任者は、内部・外部の相談支援と連携を計り相談されたケースを施設利用・入居待機につなげられるようにしていく。そのために迅速な連絡相談対応・見学・面接・情報の収集分析・医師看護施設の見解を明確にし、提示できるようにする。 ・ サービス管理責任者は、入居検討委員会を月１回

	(臨時) 開催し適切に情報開示・施設意志を確認できるようにする。 ・サービス管理責任者は、相談支援と連携を密にし、情報取得ができる関係性を構築する。 ・サービス管理責任者は、看護師・医師と連携を図り医療情報の適切な開示と医療サイドからの声を適切に把握し対応する。 ・サービス管理責任者は、入居待機者の生活状況・介護者の状況を丁寧に把握し情報収集に努める。
--	--

地域連携推進会議の開催	利用者の地域生活を支えるため、地域の関係機関と協働する地域連携推進会議を年1回以上開催する。自治会、民生委員、相談支援専門員、行政、医療機関等と情報共有を行い、地域交流の促進、災害時支援体制、見守り体制等について協議する。また、会議で得た意見は施設運営や支援内容に反映し、地域とのつながりを持つことで、地域共生社会の実現につなげていく。
-------------	---

V. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

1. 事業内容

特定相談支援事業・障害児相談支援事業

2. 運営の基本方針および事業目標

地域で暮らす障害のある人が自律した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者の意思を最優先にしたサービス利用についての相談及び計画の作成等の支援、また障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していく。

3. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
利用者に安心・満足していただける専門性の高い相談対応を行い、利用者個々のニーズにあったサービス等利用計画の作成、モニタリング等を実施する。	・自律の促進に向けた適切なサービス等利用計画となるように、利用者・ご家族の意向・ストレングス等の把握、生活状況やサービス事業所の利用状況等の確認に努める。 ・利用者の相談に丁寧に寄り添い、意思等を確認していくことで、安心してサービスを利用していただけるように努める。 ・モニタリング時以外にも障害福祉サービス

	事業所のサービス管理責任者、医療機関の医師やソーシャルワーカー、教育機関の教員等と密接な連携を図り、必要な情報を積極的に把握する。 ・サービス等利用計画作成後も継続的にモニタリングを実施し、意思の変化等を反映できる柔軟な計画運用を行う。
相談支援専門員としてのスキルアップを図る。	・知識や技量獲得に必要と判断される外部研修に積極的に参加する。 ・他の相談支援事業所や市町ケースワーカーと積極的に連携・協力を図りながら運営する。 ・相談支援部会や連絡会等へ出席し、圏域での課題の共有や解決に向けての検討等を行い、情報共有等を行っていく。
権利擁護や虐待防止、感染予防や災害時等の視点をふまえた支援を行う。	・権利擁護の視点を持ち、利用者の意向や選択等を不当に制限せず、虐待防止を図る。 ・感染症拡大や自然災害時等の対応について、法人や行政等と連携し、支援調整等を行っていく。 ・権利擁護や虐待防止、感染予防、災害等についての研修に参加し、対応等についての最新の情報を得ていく。

聖十字こもれびハウス

2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

- ・生活介護事業（定員 20 名）
- ・障害者短期入所事業（定員 7 名）
- ・日中一時支援事業（障害児）

II. 職員定数

看護職員、セラピストおよび生活支援員の配置数は、利用者に安心していただけ、また、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すため、人員配置体制加算（Ⅱ）基準数の配置を維持する。

III. 運営の基本方針および事業目標

社会福祉法人鈴鹿聖十字会の共通理念である「利用者に最も有利なサービスを提供する」のもと、「利用者の日常生活および社会生活がより快適で安心できるものとなるよう支援に努める」ことを基本方針とし、利用者ひとりひとりの生活暦や価値観・個別性を尊重するだけでなく、心身状況も把握しながら利用者支援に入り、満足度の向上を目指すことを事業目標とする。

令和7年11月1日に事業所を新しく移転させ、新事業所として利用者の皆様が楽しく・笑顔で・ゆっくりと安心してご自分のペースで過ごせる時間を提供できるよう、温かい雰囲気づくりに努める。そのうえで、食事・入浴・排泄といった日常生活支援、安全で快適な送迎サービス、リハビリテーションや誰もが参加できるレクリエーション、創作活動、そして季節を感じられる行事を行っていく。

これらサービスを通じて、ご本人の思いや意志選択の機会を設けていくことで在宅生活の幅が広がり、地域での社会参画の支援に繋がっていくことを目的とする。

人材育成においては、職員一人ひとりの能力や特性が十分に発揮できるよう支援するとともに、職員間での情報共有と共通認識の向上を図る。これにより、より良い対応や施策につなげ、個々のスキルアップだけでなく、チーム全体としての支援力向上を目指す。また、ご利用者への対応にばらつきが生じないように、介護技術レベルや介護方法の統一を進め、質の高いサービス提供に努める。

虐待防止や障害特性の理解など、必要な研修については外部研修への参加だけでなく、事業所内でも計画的に内部研修を実施していく。地域の相談機関や他事業所との連携・協力体制を強化し、地域の福祉ニーズに応えられる支援を推進することで、信頼される施設づくりを目指す。

IV. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
	・ ご利用者一人ひとりが楽しく笑顔で快適に過ごせるよう支援を進めていく。 ・ 利用者の声に耳を傾け、思いに共感しともに課題

個々のニーズに応じたサービス提供を実施し、利用者一人ひとりの満足度・自律促進を高める。	を乗り越えながら、利用者自身の意思決定に基づく支援を心がける。また、意思の疎通が難しい方については、ご家族や相談支援事業所からの意見、日頃の様子や状態、表情・言動などを丁寧に読み取り、ニーズを的確に把握してサービスへ反映できるように努める。 ・ご利用者の特性・生活背景・興味関心・コミュニケーション手段などを丁寧に把握し、個別性を尊重した支援計画を作成していく。日々の関わりの中で、利用者が何を望み、どのような場面で困難を感じているのかを細やかに観察し、職員間で共有することで、より適切な支援方法を検討できる体制を整えていく。 ・利用者自身で「できること」を増やし、自信を持って生活できるよう、成功体験を積み重ねられる支援を意識し、必要な場面では見守りや部分的な介助に切り替えるなど、過度な支援を避けながら自律を促す関わりを行う。利用者のペースを尊重しつつ、本人の意思で参加していく機会を提供することで、主体性を促し意思決定の機会としていく。 ・利用者やご家族からの意見・要望を積極的に受け止め、支援内容の改善や見直しにつなげることで、満足度の向上を図る。定期的なモニタリングや振り返りを通して支援の効果を確認し、必要に応じて計画を柔軟に修正することで、より質の高い個別支援を継続的に提供できる体制を構築する。 ・短期入所をご利用される方については、日中の過ごし方だけでなく、夕方から翌朝にかけての生活リズムや過ごし方について、ご本人およびご家族から丁寧に聞き取りを行う。そのうえで、普段の自宅での生活とできる限り連動した形で過ごしていただけるよう支援に努め、利用者が安心して利用できる環境を整える。 ・特変時などの緊急対応が迅速に行えるよう、職員の対応方法や連絡体制を明確にし、必要な情報を共有することで、安全で安心できる支援体制を構築する。利用者の状態変化に早期に気づき、適切な対応につなげられるよう、観察力の向上と職員間の連携強化を図る。
介護全般や送迎業務に係る	・日常の支援場面に潜む危険要因を的確に把握する

リスクマネジメント管理を適切に実施し、利用者の安全と安心を確保する。	ためにヒヤリハットがあるが、なかなか活用できていないため、より簡易に情報共有ができるようにしていく。移乗介助、食事介助、入浴介助、排泄介助など、各場面に応じた安全な介助方法を職員間で共有し、利用者の身体状況や特性に応じた個別の配慮を行うことで、事故発生のリスクを最小限に抑える。 ・発生した事故や苦情については、原因や対応改善策を多角的に検討・協議し、定期的な評価や注意喚起を行うことで、再発防止に努める。またチャンスカードを上手に活用するようにしていく。 ・利用者に不適切となる対応やサービスが生じないよう、「接遇マナー」や「不適切ケア」に関する内部研修を実施し、職員一人ひとりの意識向上とケアの質の向上を図る。 ・職員全員が法人理念や障害特性を十分に理解し、その内容に基づいた支援・サービス提供が行えるよう、適時に指導や教育の機会を設ける。 ・業務についてのマニュアルを更新し、リスクが管理を図り日常的な危険予測や職員間での情報共有を徹底し、事故防止と迅速な対応体制の強化に努める。 ・送迎業務においては、乗降時の転倒防止、車内の安全確保、交通状況の把握など、移動に伴う車両事故リスクを十分に考慮し、運転者と添乗者が連携して安全運行に努める。 ・重大事故につながる可能性が高い送迎中の事故予防についても十分に注意を払い、内部研修や必要な対策を継続的に検討・実施することで、安全性の確保に努める。 ・送迎業務がスムーズに行えるよう、送迎車の車種の検討や女性職員もリフトバス運転も検討していく。
職員個々のスキルアップを図り、チーム全体の支援力を高める。	・日々の記録を充実させ、現場で起きている状況を職員全体で共有し、次の支援につながるよう適切にモニタリングを行う。その内容を個別支援計画へ反映させることで、より質の高い支援の実現を目指す。 ・大きな単位でのミーティング開催が難しい状況を踏まえ、小さな単位でのミーティングのあり方を模索し、より効果的で参加しやすい情報共有・協議の場を整えていく。

	・介護・看護・リハビリといった多職種間の情報共有、共通認識を高めることで、利用者の多様な個別ニーズに適切に応えていけるように努める。 ・在宅生活の維持・向上を図っていけるように、必要な医療的ケアおよびリハビリテーションを提供する。
より安全で快適な生活が送れるように、環境面の向上を図る。	・利用者にとってより良い環境となるように、整理整頓を心掛け定期的に環境整備について検討する。 ・冷暖房設備を適切に管理し、利用者が快適に過ごせる室内環境を維持する。 ・日頃から利用前の検温や体調確認をご家族に協力いただき、施設到着後、検温・血圧測定を実施、普段の様子との違いに早期に気づけるよう観察を強化することで、施設内への感染症の持ち込みおよび流行の防止に努める。 ・インフルエンザや新型コロナウイルス、感染性胃腸炎の集団感染、食中毒に十分注意し、感染リスクに応じた対策を徹底する。また、特定の時期に限定せず、年間を通じて継続的に取り組む。日頃から利用前の検温や体調確認をご家族に協力いただき、普段の様子との違いに早期に気づけるよう観察を徹底することで、施設内への感染症の持ち込みおよび流行の防止に努める。 ・ご利用者に発熱や嘔吐などの症状がみられた際には、個室にて様子観察を行い感染拡大に気を付ける。ご家族と連携しながら迅速かつ適切な対応を進める。そのために、感染対策セット一式を常備し、必要な備えを整えておく。 ・衛生面の管理を徹底し、感染症や食中毒のリスクを低減するために、定期的な清掃・消毒、換気の実施、設備の点検を継続的に行う。トイレや浴室、食堂など、利用頻度の高い場所については特に衛生管理を強化し、快適で清潔な環境を維持する ・万一の災害の発生に備え、年2回の避難訓練を行う。
日中一時支援事業のサービスの質の向上および利用者確保を図る。	・障害を持つ児童への関わり方やご家族の心情・心理への理解を深め、サービス提供方法や支援内容について随時職員全体で検討・協議する機会を設ける。また、特別支援学校教員や相談機関などと連携・協力・相談体制を強化し、家庭での生活状

	況だけでなく学校での様子や適切な支援方法についての情報収集に努める。 ・利用者やご家族からの聞き取りを通して求められているニーズを的確に把握し、支援内容へ反映させることで、より質の高いサービス提供につなげる
ご家族や相談機関、他事業所との報告・連絡・相談体制を強化し、地域の福祉ニーズの把握に努める。	・相談機関等の連携を強化し、生活介護・短期入所利用者の新規獲得をしていく。 ・ご家族だけでなく、相談支援事業所や市町の福祉課担当者からも、施設サービスに対するご意見・ご要望を確認し、サービスの向上や改善につなげる。 ・他の障害福祉サービスを利用されている方については、事業所・行政・相談支援事業所などと連携し、情報共有を図ることで、利用者が在宅でより良い生活を送れるよう、必要な助言や支援を実施する。 ・相談支援事業所にはどのような相談内容が寄せられているのか、また利用者やご家族がどのような福祉サービスを必要としているのかを把握するよう努め、その情報を今後の施設施策へ反映させる。利用者やご家族の声だけでなく、相談支援事業所や関係機関から得られる情報も踏まえ、より適切で質の高い支援につながるよう取り組む。
地域ニーズに応じた新しいサービス体制の検討・構築に努める。	・ご希望に応じて延長利用できる体制を構築する。 ・利用者、ご家族の様々なご希望に応えていけるようにサービス・業務調整に努める。 ・土曜日や祝日においても利用希望がある場合には、可能な限り調整を行い、利用していただけるよう努める。また、生活介護については日曜日も開所し、月々の利用日数に余裕があり希望される方を受け入れられるよう、体制の整備を進める。利用者やご家族のニーズに柔軟に対応できるよう、安定した受け入れ環境の確保に取り組む。

V. 日中活動の具体的内容

計 画 事 項	実施内容
---------	------

理学療法士によるリハビリテーションの実施・強化を図る。 また、ご希望や身体状態に応じて生活支援員による機能訓練補助を行う。	・利用者個々のニーズや身体状態に合ったリハビリメニューを作成し、理学療法士のリハビリテーションを実践する。また、生活支援員でも実施可能な内容である場合、状況に応じて生活支援員も実施し連携を図る。 ・理学療法士指導のもと、生活支援員にて実施できる機能訓練等の支援にあたる。 <種類>※理学療法士によるリハビリ内容 平行棒・昇降台での立位・歩行訓練、歩行器を使用しての歩行訓練、関節可域訓練、ストレッチ、マット運動など
創作活動、生産活動の拡大・充実を図る。	・利用者の希望やニーズに合わせて、様々な創作活動や個別活動を提供する。 ・<u>創作活動</u> 折紙、折り紙手芸、ネット手芸、ちぎり絵の提供を行い、それぞれの好みに合わせた活動を実施していただく。また、粘土細工やビーズ、ストローをつなぎ合わせて製作するのれん作りも提供していく。 ・<u>タイルモザイクアート</u> 利用者の方にした絵を描いていただいた後、小さなタイルを貼り合わせ、作品をつくる。 ・<u>アロマテラピー</u> 2ヶ月に一度、有料ボランティアの方をお招きし、リラックスできるアロマの香りのなかでハンドマッサージを行う ・中庭を利用した園芸活動 季節の花草や野菜が育てられるようにしていきたい ※活動にマンネリ化が生じないよう、日々、創作活動等の内容を模索しながら新しい物を取り入れ提供できるよう努めていく。
レクリエーション、日中活動、余暇活動、グループ活動等の拡大・充実を図るとともに、入浴、季節行事や外出支援、社会適応訓練等を実施する。	・利用者のご希望に沿いながら、誰もが参加できる日中（余暇）活動、レクリエーションを目指す。好評なものは改良し、質をより高める。 ・楽しみながらできる運動や機能訓練等につながるレクリエーションを提供する。 ・長い廊下や天井の高さなど施設形状を生かし、楽しみながら運動する機会の提供に努める ・玄関前駐車場を利用し、天気の良い日にはピクニック気分散歩、食事、日光浴を楽しむ。

	・売店が無くなってしまったため、それに代替案を検討していく。 ・明るく楽しい雰囲気の中で、利用者同士によるコミュニケーションや交流の場を提供・支援する。 ・流行や時代に即した内容のレクリエーションを提供する。 ・外出にて見学や買い物・外食を楽しみたい。 ・入浴のニーズに対して積極的に応えられるよう、効率化と入浴時間の調整を図っていく。 ・四季を感じられる行事を開催する。また、四季の行事だけに捉われず、毎月、1回はニーズに合わせた行事が開催できるよう調整していく。 フロアのタブレットや施設のネット環境を活用し、インターネットで動画や音楽や通信ゲーム等を楽しめる環境を提供する。
--	--

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家（従来型）

2026（令和8）年度 事業計画

事業内容：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）定員 30 名

老人短期入所事業（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）7 床

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が、それまでの暮らしをできるだけ継続でき、安全に、安心して、楽しく生活していただくためのサービスを提供する」ことを基本方針とする。

1. 「暮らしの継続」について

- ・入居される方の生活史、生活リズム、嗜好などについて、ご本人やご家族に聞き取りや関係する事業所、施設から情報の収集を行ない、それをもとに施設サービス計画を立案してサービス提供を行うことで、その方の生活が、できるだけ以前のものと同じく変わらないように配慮していく。

2. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・感染症が発生した場合は、マニュアルに則って管理者を中心に速やかに拡大予防策を講じる。
- ・事故の危険性を少なくするため、リスクマネジメント委員会を中心として対策を立案し、利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。また高齢者虐待防止についても検討委員会にて協議し防止に努める。

3. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「施設にいと安心できる」、「心穏やかな気持ちで生活できる」と感じていただけるような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、法人内研修や施設内研修を実施するほか、外部研修にも積極的に参加していく。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視、注意喚起を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

- ・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合、及び自然災害発生時においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めているが（感染症/自然災害 BCP）、研修、会議、訓練などを通して、随時 BCP の内容を見直していく。

4. 「楽しく」について

- ・入居者の皆様と積極的にコミュニケーションを図り、楽しく施設生活を送って頂けるよう努める。
- ・入居者の皆様に生活にハリを持って施設生活を楽しんで頂けるよう施設行事、食事会、ホーム喫茶等のイベントを充実させていく。
- ・レクリエーションで作成した作品を掲示し、施設内の雰囲気をつかみのあるものにしていく。

II. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標： 98%

入居・サービス利用の希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等に定期的に空床案内を送付し、利用希望者の問い合わせや当施設の待機状況をお伝えする。また、地域の会議などに参加した際は、各事業所関係者と意見交換などを行い、情報収集に努める。

2. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出の削減に努める。

3. 人材の定着化・育成

利用者の方に喜んでいただけるサービス提供を継続して提供するためには、職員の定着化・育成は重要な課題である。

従来型における入退職者状況は安定していたが、この状況が継続できるように I-③に掲げた人材育成を実施するとともに、働きやすい職場を作るよう定期的な面談など、様々な取り組みを行う。また従来型は今年度も新卒の介護職員を迎えるため、その育成には時間をかけた丁寧な指導を行い、本人たちが意欲をもって勤務を継続できるようにすることで、今後の継続した新卒採用につなげていくことを目指す研修等を通じて既存職員の意欲向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを進め、働きやすい環境を整える。

4. 効率化

すべての職員が事業所内のパソコン・タブレットにて事故・ヒヤリハット報告書、

通達、研修報告書、議事録などの回覧、確認ができるシステムを構築し、ペーパーレス化及び業務の効率化を定着させる。

5. 職員の資質向上のための取り組み

- ・施設内研修：毎月1回以上実施
- ・施設外研修：年間5名以上参加

Ⅲ. 各職種の事業計画

1. 介護職員 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
身体拘束解除の取り組み	・身体拘束による心身の負担軽減 ・全解除に向けての取り組み	ケア担当者やリスクマネジメント委員会を中心に検討し、全解除に向けての取り組みを行っていく。	介護職員	毎日/随時
ヒヤリハット、介護事故について	・ヒヤリハット、介護事故の共有 ・事故の防止 ・事故の再発防止	ヒヤリハットや介護事故発生時には原因を追究・検討し、対応改善策をたてる。また発生時にはすぐに職員に周知し情報の共有化を図る。	介護職員	ヒヤリハット・事故発生時
施設行事（ホーム喫茶、コーヒーサービス含む）の実施	・施設行事（ホーム喫茶、コーヒーサービス含む）の実施 ・気分転換を図る ・施設生活を楽しくしてもらう	季節に合った施設行事（ホーム喫茶、コーヒーサービス含む）に参加して頂き、入居者の方の気分転換を図ると共に楽しんでもらう。またホーム喫茶やコーヒーサービスを随時開催し、好きなデザートやコーヒーを召し上がってもらおう。	介護職員	随時
環境整備について	・居室の整理整頓 ・居室の清掃 ・施設備品の整備	環境整備の担当を決め、居室や施設備品の環境を整えることで利用者に快適な生活を送って頂けるように取り組む。	介護職員	随時

2. 生活相談員 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・
-----	-----	---------	-----	-------

				期間
入居調整	年間稼働率 98%	電話相談・施設見学に、迅速、丁寧な対応を心掛け、分かり易い説明を意識し、優先的に対応する。	生活相談員	通年
		入居検討委員会を定期的 に開催し、入居候補者の 調整を行う。	生活相談員	月 1 回以上
		地域の病院、居宅介護支 援事業所等の依頼に迅速 に対応し、入居及びショ ートステイの受け入れの 調整を行う。	生活相談員	必要時
		施設案内のパンフレット を居宅介護支援事業所や 病院等に配布する。	生活相談員	必要時
入居者様、 家族様との コミュニケー ーション	満足度の向上、不 安や不満の把握 と解消	入居者様、家族様とのコ ミュニケーションを密に 図り、施設生活における 入居者様の要望を確認す る。生活の様子を現場職 員と連携して家族様に報 告する。 ご質問、ご相談、苦情が ある時は、迅速に対応す る。	生活相談員	通年
職員教育	介護職員のスキ ルアップ	各職員の課題を把握し指 導・助言する。主任・副 主任と協力し、職員の業 務に対する意欲向上に取り 組む。	生活相談員 主・副主任	通年

3. 介護支援専門員 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・ 期間
ケアプラン の作成	入居者のニーズに 沿ったプランの作 成	作成に関して、ご本人と 面談 を行う。各職種、担当職 員か ら聞き取りなどにより 入居	介護支援専 門員	月 1 回

		者のニーズを把握する。		
ケース検討	課題解決に取り組む	サービス担当者会議を開催し、各職員と要望を共有・連携し個別の課題解決に取り組む。	介護支援専門員	月1回
サービス内容の充実	安心して楽しく生活していただけるようなサービスを提供する。	入居者様、家族様とコミュニケーションを図り、要望を把握する。様々な視点から個別のニーズに即したサービスを展開し、実践していく。	介護支援専門員	通年

4. 看護 R8 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理	・年/1回 胸部 X-P を実施（入居者） ・年/2回 バイタル測定、検尿を実施（夜勤職員） ・随時採血等、検査を実施 ※要治療、検査の方は医師の指示に従う。	嘱託医 看護職員	通年 入居者の体調に応じて実施
衛生管理	食中毒及び感染症への対策	・委員会の実施 ・内部研修の実施 ・予防接種の実施	生活相談員 嘱託医 管理栄養士 看護職員 介護職員	毎月1回 年1回 入居時及び適宜
カンファレンス	看護、介護の問題点を探る 入居者の状態や情報の共有	サービス担当者会議における個別のケースカンファレンスを実施	看護職員 生活相談員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員	通年 毎月1回

5. 事務 R8 年度事業計画（ユニット型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
光熱費の管理	無駄な光熱費の削減	無駄な照明・空調等の使用があったら止める。	施設長 事務長 事務員	通年
		職員に無駄な使用がないよう通達を行う。		
		年間を通し、電気・ガス使用量を記録し、前年と対比して管理する。		
物品及び購入先の見直し	経費の節減	恒常的に購入している物品について、同等の機能で価格の低いものに見直す。	施設長 事務長 事務員	通年
		購入先業者を惰性で継続せず、複数社より見積を取って低価格を提示した業者に適宜変更する。		
施設周辺の環境整備	清潔で美しい環境づくり・景観の維持	新施設建物周辺の庭の清掃実施。	施設長 事務長 事務員	通年
		既存施設前庭・中庭の美観を保つ。		
非常災害時への備え	防災訓練の実施	火災・夜間災害・風水害想定 of 防災訓練を年間で計 3 回実施する。	全職員	6 月・12 月・3 月

6. 居宅介護支援 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
担当ケアマネの件数について	事業所運営の安定	各担当ケアマネの要介護者の平均利用者数の目標を 70 名とし、菰野町地域包括センター及び各関係機関等との連携を行い、取り組みを実施する。	管理者及び各介護支援専門員	通年

研修参加への実施	介護支援専門員としての専門的知識の向上	地区やケアマネ協会等の外部研修への参加を年6回程度実施する。	管理者及び各介護支援専門員	通年
	高齢者虐待防止のための取組み	年1回外部研修等へ参加し、また各ケアマネに対し年1回研修を実施する。	管理者及び介護支援専門員	研修年2回程度
	感染症予防のための取組み	年1回研修を実施する。	管理者及び介護支援専門員	年1回実施
	ハラスメント防止のための取組み	年1回研修を実施する。	管理者及び介護支援専門員	年2回実施
	各委員会への参加	・虐待防止委員会及び感染症委員会へ毎月1回参加する。	管理者及び介護支援専門員	各委員会へ毎月1回ずつ
	BCP 訓練へ参加	感染症及び災害BCP 訓練を年に1回ずつ実施（災害時想定の場合は机上訓練の実施）	管理者及び介護支援専門員	年に2回程度
連絡・調整	菰野町介護保険担当者及び包括支援センターとの連携強化及び情報交換	サービス担当者会議への出席の実施	管理者及び各介護支援専門員	偶数月の第3水曜日 13:30～ 20分程度 年6回
	職員間、各事業所間との連携強化	事業所ミーティングを実施し、困難ケースや対応困難ケース等への課題について協議し、対応方法などの検討を実施する。	管理者及び介護支援専門員	週1回程度

IV. 各委員会の事業計画

1. リスク委員会（事故防止・身体拘束廃止委員会） R8 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
----	----	---------	-----	---------

リスクマネジメント委員会の開催	入居者の事故防止及び事故発生後の再発予防対策	施設長、各部署の多職種職員を交えリスクマネジメント委員会を開催し、実施した再発防止策を協議し、防止策の適正を図る。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
	身体拘束廃止の為の取り組み	リスクマネジメント委員会を開催し、拘束が行われている場合は、解除や廃止に向けて代替案を考察し、具体的な解決方法を協議する。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
研修の実施	身体拘束廃止の為の取り組み	身体拘束廃止についての内部研修を実施し、介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ機会を設ける。	リスクマネジメント委員	年 2 回
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内において、安易な拘束や、無断での拘束を行っていないかを注視し、あれば即時停止させ、注意説明や指導を行う。	主任・副主任・担当委員	通年
施設内部研修の実施	職員の意識向上	職員が事故を予防するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	主任・副主任	年 1 回

2. 虐待防止委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
虐待防止委員会の開催	虐待防止の取り組み	委員会を開催し、虐待や虐待に繋がる行為が発生しないよう、虐待を未然に防ぐ為の協議の場を設けて虐待防止の意識付けをしていく。	リスクマネジメント委員	毎月 1 回
虐待に関する施設内監視	虐待を発生させない	委員を中心に施設内において、虐待行為がないかを注視し、あれば即時	主任・副主任・担当委員	通年

		停止させ、注意説明や指導を行う。		
施設内部研修の実施	職員の意識向上	職員が虐待を防止するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	主任・副主任	年 1 回

3. 感染症予防委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食中毒及び感染症対策委員会	食中毒及び感染症予防	内部研修の実施	主任 副主任 栄養士	年 2 回
食中毒及び感染症対策委員会を定期開催する。	食中毒及び感染症予防のため	- 毎月 1 回委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。 - コロナウイルス・インフルエンザ感染症について、国や県の感染状況を把握し、注意喚起を促す。	嘱託医 施設長 生活相談員 主任 栄養士 担当委員 施設長 主任	毎月 1 回 随時
		感染症が発生した場合は、マニュアルに則って速やかに予防策を講じる。	施設長 主任・副主任 主任・リーダー	発生時

4. 衛生委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	産業医を中心に、職場内の衛生・安全環境を確立する。	毎月 1 回の委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。	衛生管理者 産業医	毎月 1 回
労働災害の未然防止や、メンタルヘルス維持のための活動の実施。		- 各部署の職場環境の把握 - 対応・予防策の協議 - 研修内容の周知 - 産業医の巡回及び助言指導		

5. BCP 関連 令和 8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・
-----	-----	---------	-----	-------

				期間
BCP の策定 及び見直し	サービス提供を 継続するために 実施すべき事項 を定めるととも に、平時から円滑 に実行できるよ う準備すべき事 項を定める。	年 1 回以上、BCP を策定、 見直しを行う。	各担当	年 1 回及び 随時
施設内研修 の実施	BCP の周知・徹底	平時から円滑に実行で きるよう準備する。	各担当	年 1 回
災害等が発 生した際の 訓練の実 施。	災害等が発生し た場合であって も、必要な介護サ ービスが継続的 に提供できる体 制を構築する。	災害等が発生した際の 介護サービス継続的に 提供できる訓練の実施。	各担当	年 3 回

6. 生産性向上委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動 計画	担当者	実施時期・ 期間
委員会の 開催	介護現場における生産性の向上に 資する取り組みの促進を図る観点 から、現場における課題を抽出及び 分析した上で、事業所の状況に応じ て、利用者の安全並びに介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討する	年 1 回の委 員会を開催 する。	各担当	年 1 回

7. 入居検討委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・ 期間
委員会の開 催	迅速に、適正 な入居受け入 れを行う。	毎月 1 回以上の検討委員会 を開催する。	生活相談員	毎月 1 回及 び随時
申込者の優 先度の検討		入居申し込み者の詳細な情 報をもとに、入居基準に則っ て入居順位を決定する。		

8. BCP 策定委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・ 期間
-----	-----	---------	-----	-------------

委員会の開催	自然災害発生時等においても、サービス提供を継続するため。	年1回の委員会を開催する。	各担当	年1回
BCPの策定及び見直し	サービス提供を継続するために実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。	年1回以上、委員会等でBCPを策定、見直しを行う。	各担当	年1回及び随時
施設内研修の実施	BCPの周知・徹底	平時から円滑に実行できるよう準備する。	各担当	年1回
災害等が発生した際の訓練の実施。	災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。	災害等が発生した際の介護サービス継続的に提供できる訓練の実施。	各担当	年3回

9. 生産性向上委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する	年1回の委員会を開催する。	各担当	年1回
研修の実施	介護現場における生産性の向上	施設内・施設外の研修に参加する。	担当委員	適時

V. 事業内容

老人短期入所事業（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護） 7 床

1. 施設方針

行政や他の事業所と連携し緊急利用の依頼には可能な限り対応するとともに、終末期の方の受け入れにも対応できるよう、ご家族・主治医とも連携を密にした運営を行う。

また、医療・介護・リハビリテーションの提供など、施設の機能を利用させていただくことにより、心身機能の向上と在宅での安心できる生活を継続できるよう支援する。

年間稼働率目標を 90%とする。

2. 事業計画

計 画 事 項	実施内容
個別サービスの提供	・事前訪問面接、居宅ケアプラン、薬事情報等による情報の収集を確実にし、利用者に不利益とならない個別サービスを提供できるように取り組む。 ・サービス担当者会議への参加。
地域との連携の強化	・保険者等が開催する事業者会議・地域ケア会議等に定期的に参加し、他事業所、医療機関、保険者等との連携を深める。
コミュニケーションの重視	・ケアマネジャーやご家族より要望や注意事項などを伺い、個別のサービス提供の満足度向上につなげる。希望に応じ専門的なリハビリも提供していく。 ・利用中の体調不良やターミナル期の方についてもお受けできるよう、ご家族との連携を密にする。利用者やご家族の意向を確実に把握し、主治医の往診、死亡時にご不安にならないような調整に力を注ぐ。
柔軟な受け入れ態勢の強化	・ご家族に送迎いただければ、朝食時からの受け入れ、又は夕食後までの受け入れに対応できるようにする。またご家族からの様々な送迎時間の要望に応えられる体制をつくる。 ・障がい者支援施設と連携を図り、ご希望があれば障がい者の方と保護者（ご高齢の要介護者等）が同時に安心して利用できるショートステイを調整できるように努める。 ・介護者の体調不良等で在宅介護が緊急に困難になった場合は、空床利用も併せて柔軟にショートステイを受け入れていく。

持ち物の紛失・忘れ物の防止	・持ち物の紛失・忘れ物に全職員が責任を持つようにする。具体的には紛失・忘れ物等の謝罪の電話は必ず担当職員が行い、忘れ物の場合は基本的に当日中に担当職員がご自宅に届ける体制とする。 ・忘れ物で特に多い口腔ケアセット（歯ブラシ、コップ、歯磨き粉等）、薬に関して「利用者所有物管理書」を参照し送迎担当職員が最終チェックを行うようにすることで、退去チェックと最終チェックのダブルチェックができる体制を実施する。
最終排便日、体調等を確実に把握し、ショートステイ中適切な対応ができるようにする。	・ショートステイお迎え時に職員は「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用い、ご本人の「検温」を実施し、ご家族様から「利用期間」「利用申込書の有無」「指示薬の有無」「最終排便日」「体調」「その他特記事項」をお聞きする。また、バイタル測定、入浴サービスの提供を忘れないよう、「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用いチェックする。
感染症の予防	感染症予防の取り組みとして、送迎時に本人とご家族の体調確認と検温を行い、発熱や体調不良が見られた場合は受け入れができるかを検討する。また施設内へ入る際には、必ず手指のアルコール消毒を実施する。

特別養護老人ホームの併設事業であるため、上記以外の内容は本体事業に準じる

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家（ユニット） 2026（令和8）年度 事業計画

事業内容： 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 60 名
短期入所生活介護（空床利用型）

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が、それまでの暮らしをできるだけ継続でき、安全に、安心して、楽しく生活していただくためのサービスを提供する」ことを基本方針とする。

1. 「暮らしの継続」について

- ・入居される方の生活史、生活リズム、嗜好などについて、ご本人やご家族に聞き取りや関係する事業所、施設から情報の収集を行ない、それをもとに施設サービス計画を立案してサービス提供を行うことで、その方の生活が、できるだけ以前のものと大きく変わらないように配慮していく。

2. 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・感染症が発生した場合は、マニュアルに則って管理者を中心に速やかに拡大予防策を講じる。
- ・事故の危険性を少なくするため、リスクマネジメント委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。また高齢者虐待防止についても検討委員会にて協議し、防止に努めていく。

3. 「安心」について

- ・入居者の皆様に「施設にいと安心できる」「心穏やかな気持ちで生活できる」と感じていただけるような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、法人内研修や施設内研修を実施するほか、外部研修にも積極的に参加していく。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。
- ・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合、及び自然災害発生時においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めているが（感染症/自然災害 BCP）、研修、会議、訓練などを通

して、随時 BCP の内容を見直していく。

4. 「楽しく」について

- ・感染状況に注意し、ユニット間の交流行事を実施する。
- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて、食事会やお菓子作り、お茶会などの小規模なイベントを実施できるようにする。
- ・ユニット内の雰囲気を楽しんでいただくために、工夫して飾りつけを実施する。
- ・ドライブ、散策、外食、喫茶等、入居者の方々の外出の機会を確保する。

II. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：98%

入居・サービス利用の希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等に定期的に空床案内を送付し、利用希望者の問い合わせや当施設の待機状況をお伝えする。また、地域の会議などに参加した際は、各事業所関係者と意見交換などを行い、情報収集に努める。

2. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格の比較を行うことにより、支出の削減に努める。

3. 人材の定着化・育成

安定したユニットケアの提供をするためには職員の定着化・育成は重要な課題である。今年度、ユニットにおいて退職者が複数名見られた。いずれもやむを得ない理由であったが、次年度は退職者が少なくなるよう、継続してⅠ-③に掲げた人材育成を実施するとともに、働きやすい職場を作るよう、様々な取り組みを行う。

ユニットは今年度も新卒の介護職員を迎えるため、その育成には時間をかけた丁寧な指導を行い、本人たちが意欲をもって勤務を継続できるようにすることで、今後の継続した新卒採用につなげていくことを目指す。

研修等を通じて既存職員の意欲向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを進め、働きやすい環境を整える。

4. 効率化

すべての職員が事業所内の各パソコンにて事故・ヒヤリハット報告書、職員連絡事項、通達、研修報告書、議事録などの回覧、確認ができるシステムを構築し、ペーパーレス化及び業務の効率化を定着させる。

5. 職員の資質向上のための取り組み

- ・施設内研修：毎月1回以上実施

- ・施設外研修：年間5名以上参加

Ⅲ. 各職種の事業計画

1. 介護職員 R8 年度事業計画

(1) 「風」ユニット R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	職員間で意見交換・情報共有を行ない、サービス向上・ケアの統一を図る。	利用者やユニット内の課題や改善点を協議し、情報の共有・個別ケア向上に努める。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
事故・ヒヤリハットの検討について	事故の発生予防と情報の共有、再発防止を図る。	事故・ヒヤリハット発生時に速報にて4F両ユニットで情報の共有を行なう。対応策についても決定事項やケアの変更点は事故・ヒヤリハット報告書、日報へ記載し再発防止に努める。	ユニット職員	事故・ヒヤリハット発生時
行事 お楽しみ会の開催	入居者の生活満足度の向上と気分転換、楽しみのある生活を過ごしていただく。	担当職員を設け、利用者の状態や季節に合った催し物を開催する。必要時は少人数での実施や協力ユニットと合同での交流を実施していく。	ユニット職員	随時
ユニットの玄関や共同生活室の飾りつけ	家庭的で温かみのある雰囲気を作り、四季を感じられる飾りつけと、植物を置くことで落ち着いた環境を提供する。	家庭的な雰囲気作りを行なう。季節に合った飾りつけや花にて四季を感じていただけるように努める。	ユニット職員	随時

(2) 「虹」ユニット R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの開	サービス向上のための意見交換や情報共	入居者やユニット内の改善点・問題点を見つけ、より良いサービスを模索	ユニットリーダー	3ヶ月に1回

催 及 び 身 体 拘 束 の 検 討	有を行いケア の 統 一 を 図 る。	し取り組んでいく。 身体拘束解除に向けて取 り組む。		
ヒヤリハ ット 及 び 介 護 事 故 の 検 討	事故の発生予 防と再発防止 を図ることを 目的とする。	事故・ヒヤリハット発生 時に 4F 両ユニットで速 やかに共有・検証を行い、 対応策について協議し再 発防止に努める。	ユニット 職員	事故・ヒヤリハ ット発生時
行事・レク リエーシ ョンの開 催	入居者の生活 満足度の向上 と気分転換を 図る。企画の 立案、実施に よる職員のス キルアップを 図る。	行事ごとに担当職員を設 け、利用者様に合ったレ クリエーションを模索。 少人数での実施や 4F ユ ニット全体での交流を実 施していく。	ユニット 職員	随時(行事は月 1回を目安に)
ユニッ トの玄関 や共同生 活室の飾 りつけ 及び衛 生環境 の確認。	季節の移り変 わりを目で見 て感じ取るこ とができる。 ユニット内の 清潔保持に努 める。	四季折々の行事に因んだ モチーフや花などの飾り つけを実施。 衛生環境をチェックし感 染症予防に努める。	ユニット 職員	随時

(3) 「太陽」ユニット R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニット ミーティ ングの実 施	入居者サービ ス向上の為、 事前に他職種 の意見も取り 入れながら意 見 交 換 を 行 い、ケアの統 一を図る。	ユニット内での問題点の 改善、利用者の意見がサ ービスに反映できている か意見を出し、個別サー ビスの向上を図る。	ユニット リーダー	3ヶ月に1回
ヒヤリハ ットや事 故の検討	事故の予測を 含めた再発防 に努める。	事故やヒヤリハット発生 時に速報を出し、5 階ユ ニットで情報を共有す る。発生したヒヤリハッ トや事故に対して検証し	ユニット 職員	事故・ヒヤリハ ット発生時

		再発の防止に努める。		
行事やレクリエーションの実施	入居者の気分転換や生活満足度の向上を図る。また、季節が感じていただける催しを行う。	担当者を設け、季節に見合った行事やレクリエーションを開催し、5Fユニットの交流を図る。また個別のニーズに応じた催しや、希望に沿った外出計画を立てる。	ユニット職員	随時
ユニット内の清掃や飾りつけ	家庭的な温かみある雰囲気にならぬように近づけ、清潔な空間で気持ちよく生活していただく。	殺風景にならないような飾り付けや、季節を感じられる飾りの工夫をする。また常に清掃を心掛ける。	ユニット職員	随時

(4) 「空」ユニット R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	入居者のケアの統一と、サービスの向上を図るため情報の共有に努める。	入居者のケアやサービスを見直し、ユニット内の問題点や改善点を上げ、意見交換や情報交換に努める。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
リスクマネジメント	事故やヒヤリハットの情報を共有し再発防止に努める	事故やヒヤリハットが発生した場合、速報を出し両ユニットで情報を共有し再発の防止に努める。	ユニット職員	事故やヒヤリハット発生時
行事・レクリエーションの開催	季節を感じつつ、利用者の気分転換を図る。	担当職員を決め、個別レクも含め、季節に合った行事やレクリエーションを実施していく。	ユニット職員	随時

(5) 「星」ユニット R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	サービス向上の為、職員同士で意見交換や情報共有を図る。	より良いサービスを目指す為、入居者やユニット内での問題点を話し合い、改善点を見つける。	ユニットリーダー	3ヶ月に1回
リスクマ	再発と事故	事故やヒヤリハット発生	ユニット	事故・ヒヤリハ

ネジメン ト	防止に努め る。	時、口頭・日報にて職員に 周知し、発生した件に対し て検証し再発の防止に努 める。	職員	ット発生時
行事・レク リエーシ ョンの開 催	四季を感じ ながら入居 者の気分転 換を図り、楽 しい時間を 過ごしてい ただく。	担当職員を決め、場合によ っては両ユニット合同で 随時実施していく。様々な 入居者が参加できる、季節 に合った行事を行う。	ユニット 職員	随時

(6) 「月」ユニット R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニット ミーティ ングの実 施	入居者のサ ービス向上 のための意 見交換や情 報共有を行 いケアの統 一を図る。	入居者のケアやサービスを再確認し問題点や改善点の見直しや意見交換、情報交換に努める。	ユニット リーダー	3ヶ月に1回
リスクマ ネジメン ト	事故・ヒヤリ ハットの情 報を共有し 再発防止に 努める。	事故・ヒヤリハット発生 時、口頭・日報にて職員に 周知し、発生した件に対し て検証し再発の防止に努 める。	ユニット 職員	事故・ヒヤリハ ット発生時
行事・レク リエーシ ョンの開 催	季節を感じ ていただき、 入居者の気 分転換を図 る。	担当職員を決め、場合によ っては両ユニット合同で 随時実施していく。季節に 合った行事やレクリエー ションを行う。	ユニット 職員	随時

2. 生活相談員 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居調整	年間稼働率 98%	電話相談・施設見学に、迅速、丁寧な対応を心掛け、分かり易い説明を意識し、優先的に対応する。	生活相談 員	通年
		入居検討委員会を定期的 に開催し、入居候補者の調 整を行う。	生活相談 員	月1回以上

		地域の病院、居宅介護支援事業所等の依頼に迅速に対応し、入居及びショートステイの受け入れの調整を行う。	生活相談員	必要時
		施設案内のパンフレットを居宅介護支援事業所や病院等に配布する。	生活相談員	必要時
入居者様、家族様とのコミュニケーション	満足度の向上、不安や不満の把握と解消	入居者様、家族様とのコミュニケーションを密に図り、施設生活における入居者様の要望を確認する。生活の様子を現場職員と連携して家族様に報告する。ご質問、ご相談、苦情がある時は、迅速に対応する。	生活相談員	通年
職員教育	介護職員のスキルアップ	各職員の課題を把握し指導・助言する。主任・副主任と協力し、職員の業務に対する意欲向上に取り組む。	生活相談員 主・副主任	通年

3. 介護支援専門員 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケアプランの作成	入居者のニーズに沿ったプランの作成	作成に関して、ご本人と面談を行う。各職種、担当職員からの聞き取りなどにより入居者のニーズを把握する。	介護支援専門員	月 1 回
ケース検討	課題解決に取り組む	サービス担当者会議を開催し、各職員と要望を共有・連携し個別の課題解決に取り組む。	介護支援専門員	月 1 回
サービス内容の充実	安心して楽しく生活していただけるようなサービスを提供する。	入居者様、家族様とコミュニケーションを図り、要望を把握する。様々な視点から個別のニーズに即	介護支援専門員	通年

		したサービスを展開し、実践していく。		
--	--	--------------------	--	--

4. 看護 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理	・年/1 回 胸部 X-P を実施（入居者） ・年/2 回 バイタル測定、検尿を実施（夜勤職員） ・随時採血等、検査を実施 ※要治療、検査の方は 医師の指示に従う。	嘱託医 看護職員	通年 入居者の体調に応じて実施
衛生管理	食中毒及び感染症への対策	・委員会の実施	生活相談員 嘱託医 管理栄養士 介護職員 看護職員	毎月 1 回
		・内部研修の実施	担当委員	年 1 回
		・予防接種の実施	看護職員	随時
カンファレンス	看護、介護の問題点を探る 入居者の状態や情報の共有	サービス担当者会議における個別のケースカンファレンスを実施	看護職員 生活相談員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員	通年 毎月 1 回

5. 事務 R8 年度事業計画（従来型と共通）

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
光熱費の管理	無駄な光熱費の削減	無駄な照明・空調等の使用があったら止める。	施設長 事務長 事務員	通年
		職員に無駄な使用がないよう通達を行う。		
		年間を通し、電気・ガス使用量を記録し、前年と対比して管理する。		
物品及び購	経費の節減	恒常的に購入している物	施設長	通年

入先の見直し		品について、同等の機能で価格の低いものに見直す。 購入先業者を惰性で継続せず、複数社より見積を取って低価格を提示した業者に適宜変更する。	事務長 事務員	
施設周辺の環境整備	清潔で美しい環境づくり・景観の維持	新施設建物周辺の庭の清掃実施。 既存施設前庭・中庭の美観を保つ。	施設長 事務長 事務員	通年
非常災害時への備え	防災訓練の実施	火災・夜間災害・風水害想定 の防災訓練を年間で計 3回実施する。	全職員	6月・12月・ 3月

IV. 各委員会の事業計画

1. リスク委員会（事故防止・身体拘束廃止委員会）R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
リスクマネジメント委員会の開催	入居者の事故防止及び事故発生後の再発予防対策	施設長、各部署の多職種職員を交えリスクマネジメント委員会を開催し、実施した再発防止策を協議し、防止策の適正を図る。	リスクマネジメント委員	毎月1回
	身体拘束廃止の取り組み	リスクマネジメント委員会を開催し、拘束が行われている場合は、解除や廃止に向けて代替案を考察し、具体的な解決方法を協議する。	リスクマネジメント委員	毎月1回
研修の実施	身体拘束廃止の取り組み	身体拘束廃止についての内部研修を実施し、介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ機会を設ける。	リスクマネジメント委員	年2回
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内において、安易な拘束や、無断での拘束を行っていないかを注視し、あれば即時停止させ、注意説明や指導を行う。	主任・副主任・担当委員	通年

施設内部研修の実施	職員の意識向上	職員が事故を予防するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	主任・副主任	年1回
-----------	---------	-------------------------------------	--------	-----

2. 虐待防止委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
虐待防止委員会の開催	虐待防止の取り組み	委員会を開催し、虐待や虐待に繋がる行為が発生しないよう、虐待を未然に防ぐ為の協議の場を設けて虐待防止の意識付けをしていく。	リスクマネジメント委員	毎月1回
虐待に関する施設内監視	虐待を発生させない	委員を中心に施設内において、虐待行為がないかを注視し、あれば即時停止させ、注意説明や指導を行う。	主任・副主任・担当委員	通年
施設内部研修の実施	職員の意識向上	職員が虐待を防止するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	主任・副主任	年1回

3. 感染症予防委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食中毒及び感染症対策委員会	食中毒及び感染症予防	内部研修の実施	主任 副主任 栄養士	年2回
食中毒及び感染症対策委員会を定期開催する。	食中毒及び感染予防のため	・毎月1回委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。 参加者（委員）は施設長・生活相談員・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より1名程度参加。 ・コロナウイルス・インフルエンザ感染症について、国や県の感染状況を把握し、注意喚起を促す。	嘱託医 施設長 生活相談員 主任 栄養士 担当委員 施設長 主任	毎月1回 随時
		感染症が発生した場合は、マニュアルに則って速や	施設長 主任・副	発生時

		かに予防策を講じる。	主任・リーダー	
--	--	------------	---------	--

4. 衛生委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	産業医を中心に、職場内の衛生・安全環境を確立する。	毎月 1 回の委員会を開催し、各職員に研修内容の周知を図る。	衛生管理者 産業医	毎月 1 回
労働災害の未然防止や、メンタルヘルス維持のための活動の実施。		・各部署の職場環境の把握 ・対応・予防策の協議 ・研修内容の周知 ・産業医の巡回及び助言指導		

5. BCP 関連 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
BCP の策定及び見直し	サービス提供を継続するために実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。	年 1 回以上、BCP を策定、見直しを行う。	各担当	年 1 回及び随時
施設内研修の実施	BCP の周知・徹底	平時から円滑に実行できるよう準備する。	各担当	年 1 回
災害等が発生した際の訓練の実施。	災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。	災害等が発生した際の介護サービス継続的に提供できる訓練の実施。	各担当	年 3 回

6. 生産性向上委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じ	年 1 回の委員会を開催する。	各担当	年 1 回

	て、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する			
--	--	--	--	--

7. 入居検討委員会 R8 度年事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	迅速に、適正な入居受け入れを行う。	毎月 1 回以上の検討委員会を開催する。	生活相談員	毎月 1 回及び随時
申込者の優先度の検討		入居申し込み者の詳細な情報をもとに、入居基準に則って入居順位を決定する。		

8. BCP 策定委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	自然災害発生時等においても、サービス提供を継続するため。	年 1 回の委員会を開催する。	各担当	年 1 回
BCP の策定及び見直し	サービス提供を継続するために実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。	年 1 回以上、委員会等で BCP を策定、見直しを行う。	施設長主任	年 1 回及び随時
施設内研修の実施	BCP の周知・徹底	平時から円滑に実行できるよう準備する。	主任	年 1 回
災害等が発生した際の訓練の実施。	災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。	災害等が発生した際の介護サービス継続的に提供できる訓練の実施。	各担当	年 3 回

9. 生産性向上委員会 R8 年度事業計画

項 目	目 的	具体的行動 計画	担当者	実施時期・ 期間
委員会の開催	介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する	年1回の委員会を開催する。	各担当	年1回
研修の実施	介護現場における生産性の向上	施設内・施設外の研修に参加する。	担当委員	適時

介護老人保健施設 聖十字ハイツ

2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

介護老人保健施設（短期入所療養介護含む） 100 床

II. 施設方針

地域での生活を支える在宅復帰推進福祉拠点として「利用者の声に誠実に耳を傾け、不安に寄り添い、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、地域の福祉サービスを必要とする方々が本当に地域で安心して、その人らしい意欲的な生活を実現していくために、支援を必要とする方々の意思を尊重し、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、多職種チーム、さらに入居・通所・訪問の各スタッフが一丸となり包括的かつ継続的な支援、身体機能の維持向上のための効果的な介護・医療・リハビリテーションサービスを提供する。

III. 今年度の重点的取り組み内容

- ① 利用者の人権・思いの尊重、虐待・不適切ケア防止の実現
- ② 多職種連携をより効果的な形にするための専門職連携教育の導入
- ③ 主任・リーダーの資質向上のためのマネジメント研修、個別面談の充実
- ④ 施設での口腔衛生管理の強化のための歯科医師、歯科衛生士との連携
- ⑤ 認知症ケアの資質向上のための研修および多職種ケース検討会の実施
- ⑥ 明確な「在宅復帰施設」としての位置づけと地域での継続的支援体制の整備の強化
- ⑦ ターミナルケアの理解拡大と多職種による実践の推進
- ⑧ ケアプランデータ連携システムの導入、さらなる生産性向上、業務改善の推進

重点項目事項及び目標	実施内容
① 【人権尊重・虐待防止】 スタッフ中心の発想ではなく、利用者の方々の何が不安なのかを理解し、不安、不快感を与えず、その方が望む「安心」「健康」を実現するための「あたたかい言葉」と「効果的な介護・医療・リハビリテーションを提供する。	・ 常に利用者権利擁護指針を遵守し、日頃より利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりのニーズに応えるサービス提供を提供する。 ・ 日常のサービス提供の中で、スタッフは常に、その言葉や態度で利用者の人権を傷つける可能性があるということを十分に理解し、攻撃的、指示的な態度の表出、無視をしない介護技術を身につける。 ・ 日々の業務態度やコミュニケーション技術をより良い形へ変えていく研修、教育訓練を定期的実施する。

② 【専門職連携教育の導入】 利用者様個別の多方面の課題やニーズを満たしていくために、多職種が常に連携をとり、より効果的なサービスを提供できる体制を構築するため、新たに各専門職間の連携の土台を作る教育体制を構築する。	・ 個別の課題や困難事例に対し、複数の領域の専門職者が、連携およびケアの質を改善するために、同じ場所で共に学び、お互いから学びあいながら理解を深めていく研修の場を構築する ・ 具体的には認知症の症状に対する専門的な取り組み、利用者様の機能低下を防止しながら感染症対策を実施していく取り組み、口腔嚥下ケアの推進、褥瘡予防などについてチームを中心に個別に検討会を開催する。 ・ 在宅復帰に向けて、施設外のケアマネジャー、関係医療福祉専門職との連携も積極的にかかわりを深めていく機会を作り出していく。
③ 【リーダー育成・教育の充実】 主任・リーダーが、利用者主体の発相のもと、施設の改善に向けて積極的に提案、行動していくことができる体制を目指す。	・ 法人の理念を元に、基本に戻り、各職員が「どんな施設にしていきたいのか、どんな地域にしていきたいのか」「それはどうしてなのか」を明確にし、思いの整理、目標の共有を図る。 ・ オンラインを含め定期的な面接、情報共有を行い、各リーダーが具体的に行動していけるための計画や提案を個別に進めていく。
④ 【口腔衛生管理の強化】 状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるための体制をさらに拡大し、誤嚥性肺炎、の予防、認知症の進行抑制に努める。	・ 歯科医師による定期的な歯科診療、さらに歯科衛生士による月2回の口腔ケア、歯磨き指導研修を継続して実施し、口腔内の衛生管理や嚥下状態、歯磨き技術の更なる向上を目指す。 ・ 上記専門職からの指導を受けて、介護・看護スタッフが継続して日々の口腔ケアを確実に実施していくことができる実施体制を構築していく。 ・ 年に2回、歯科衛生による口腔ケア研修会を実施し、職員の資質向上に努める
⑤ 【認知症ケアの充実・向上】 利用者の方々自身の内的世界や不安を受け入れて、心から寄り添い、「安心」を提供することができる支援者を目指す。	・ 認知症についての正しい理解を深め、利用者主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保証を実現していく観点から、介護にかかわるすべての者の認知症対応能力を向上していくための研修とケース検討会議の開催、より深いアセスメントの実施を積極的に進めていく。 ・ 具体的には施設内研修に加え、LINE WORKS やタブレットでのオンライン研修の受講と多職種ケース検討会の実施を計画的に進めていく。

⑥ 【在宅復帰施設機能の拡大】 施設が持つリハビリ、医療、介護の機能をさらに向上させ、地域住民の「在宅・地域での生活のための支援」に向けた専門的な援助体制を整備する。	・ 本来の老健の大きな役割である在宅復帰・地域移行を積極的に推進し、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ」の継続的算定を可能な体制を構築する。 ・ 通所リハ、訪問リハ、ショートステイ事業、入居事業の各事業を継続して組み合わせるとともに、ケアマネジャーやご家族と緊密に連携を取り、具体的な「在宅支援」に向けての援助を積極的に提供する。 ・ 在宅、施設の各事業に加え、介護・看護・リハ・支援相談部門の各職種が同じ目標のもと、緊密に連携し、利用者の皆様の「安心」「健康」「地域支援体制」とともに作り出すための体制づくりを進めていく。
⑦ 【ターミナルケアの推進】 利用者様が「最期はこうありたい」という思いを表出し、それをご本人自身の意思で選択・決定できるような支援体制や人間関係を構築する。	・ 看護師を中心に、身体的・精神的苦痛を和らげ、ご本人の意思に沿った看護、ケアが提供できるための教育訓練を継続的に実施していく。 ・ アセスメントツールとして使用している「わたしメモ」を積極的に活用し、ACP（人生会議）についての理解を深めるための研修や職員間の情報交換の場を積極的に設け、ご利用者様、ご家族様を含めた、利用者様の思いを尊重したアセスメント、ケア体制を作り上げていく。
⑧ 【生産性向上・業務改善推進】 ケアプランデータ連携システムの導入を進めるとともに、サービスの質の向上により効果的な生産性向上、業務改善、ICT機器、介護ロボットの導入を進めていく。	・ 近隣の居宅介護支援事業所と連携しながら、新たに「ケアプランデータ連携システム」の導入を進め、業務の効率化を図る。 ・ 現在活用している見守りロボットやコミュニケーションツール機器に加え、ナースコールと連動した転倒防止見守りシステムの導入を検討する。 ・ スタッフ間のコミュニケーションツールである「LINEWORKS」、ご家族様との「公式LINE」の導入拡大を進め、新しいコミュニケーション・情報提供システムの導入を進めていく。 ・ 現在算定している「生産性向上推進体制加算（1）」の算定体制を維持しながら、新たにリハビリ、レクレーション担当、また入浴介助担当、さらに環境整備担当の短時間労働者を導入することにより、常勤専従の介護スタッフの負担軽減を図り、利用者の満足度向上と更なる業務改善を積極的に推進していく。

IV. 具体的事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 職員全員が利用者の声に誠実に耳を傾け、その方が望む生活を実現していくという姿勢やサービス提供体制を構築する。	・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。 ・ 高齢者の方々を常に孤独にせず、利用者も、援助者も、ともに自然に笑顔になる暮らしの場を構築する。
【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	・ 専門的な視点で、多職種協働のもと、より深いニーズの把握、効果的なアセスメント、ケアプランの策定に努める。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。 ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的プランをチーム全体で策定・実行する。 ・ 公式 LINE 等を積極的に活用し、家族とのコミュニケーションさらには地域医療福祉従事者との関係を深める。
【リハビリテーションの推進】 専門職による、より効果的なリハビリテーションの実施	・ 個別のリハビリテーション計画のもと、利用者の身体状況、目標にあわせた個別リハビリテーションの実施をさらに進め、身体機能、社会生活の向上及び在宅復帰推進に努める。 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、さらに看護・介護職員協働のもと、より良い生活のためのリハビリを実施していく。
【相談援助機能の向上】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地	・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、在宅復帰に向けた支援、緊急を要するケースや、医療ニーズの高い方や、重度の認知症の方にも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は常に相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対

域福祉に貢献する。	応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的を実施し、将来的な在宅復帰支援施設に向けて、職員の資質、技能の向上を図る。
【生産性向上推進体制】 施設内の記録のデジタル化と、専用端末による入力体制を確立するとともに、新たなデジタル見守り機器の導入を図り、生産性向上と利用者満足度の向上を図る。	・ 現在活用しているデジタル記録管理システム「Care Palette」、さらに「眠り SCAN」「LINE WORKS」などの運用を、看護、介護、リハ、栄養の各部門で確実に運用し、一元的に管理、連携できるよう進めていく。 ・ ご家族へのプランの説明、情報提供や状況報告についても、メールや LINE を活用してのあらたなコミュニケーション方法の活用を積極的に導入していく。 ・ 見守り機能が付属している新たなナースコールシステムの導入を検討し、より高い安全性の確保に努める。
【施設内組織の再編成】 各職員の質の向上や、より効果的なサービス提供のための組織の改革、再編成を行う。	・ 稼働率の確保と、在宅復帰施設への移行のために「地域連携室」をさらに充実させるとともに、相談員体制および介護支援専門員体制を充実し、業務内容を明確化する。 ・ 相談部門および医務室、リハビリ部門については、入居、短期入所、通所、訪問の各事業、さらには法人内の施設との緊密な連携体制を構築することにより、より継続的な地域での生活の維持に貢献する。 ・ 各チームリーダーの役割、権限、教育担当者としてのOJTでの役割を明確にし、各職員のさらなる意欲、資質の向上を実現する。
【多職種協働・連携】 医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。

【委員会活動の充実】 個々の職員が、積極的にサービスの向上に参画するために、各種委員会活動を進めていく。	・ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会、感染症対策委員会、高齢者ケア検討委員会等、各種委員会の活動をさらに充実させ、各職種それぞれの専門性を生かした、より効果的なサービスを、職員全員で構築していく。
【広報活動・情報発信の充実】 広報活動の充実を図り、利用者、家族、地域の方々に積極的に有効な情報発信を図る。	・ 法人ホームページ、公式 LINE、により、利用者に役立つ広報活動を積極的に実施する。 ・ SNS 等を積極的に活用し、利用者、職員確保のための効果的な情報を地域に継続して提供し、人材の確保に努める。
【研修・教育訓練】 専門的な教育訓練を実施し、職員の意欲や専門知識の向上を図り、利用者の満足度向上につなげていく。	・ 法人の理念、施設の業務目標を明確に職員に伝え、常に「利用者様の喜び・満足の実現」という視点での教育訓練（対面研修・オンライン研修・外部研修）を計画に沿って実施する。 ・ 毎月、専門研修として、介護看護職員に対し、参加形式の教育訓練を実施する。また、現場での OJT として職員個々が自分で考え、利用者が満足される結果を生み出す業務、教育体系を構築する。 ・ 外部研修の機会を積極的に作り、施設内に具体的に取り入れていくための体制づくりを進めていく。
【事故予防】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。	・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで事故・ヒヤリハットの発生率低下を目指す。 ・ 感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。
【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じていただける食事の提供を目指していく。	・ 利用者が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、理学療法士、作業療法士、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、食事介助のあり方の改善等を積極的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しいソフト食を提供できるように、他の医療機関と連携・協力を図りながらソフト食、ムース食の質の向上と多様化、療養食の導入を図る。

【感染症対策の強化】 新型コロナウイルス、インフルエンザをはじめとする感染症に対する感染防止対策を徹底し、安全で安心できる施設環境を構築する。	・ 感染症対策委員会を定期的を開催し、職員への感染防止策の周知徹底を図る。 ・ 指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を定期的実施し、職員個々の感染防止に対する行動力向上を図る。 ・ 感染症発生時の「業務継続計画（BCP）」に沿って感染症発生時に迅速、冷静な行動がとれる体制を整備する。
【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	・ 併設施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお火災時の消火、避難訓練だけでなく、風水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように職員教育に努める。 ・ 緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。 ・ 災害発生時の「業務継続計画（BCP）」に沿って迅速、冷静な行動がとれる体制を整備する。
【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。	・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための専門職種確保および経費節減、施設稼働率の確保	・ より効果的な広報活動を導入するとともに、各種学校との連携を図り、医療・福祉、リハビリ分野の専門職確保を進めていく。 ・ 物価高騰対策として、経費節減のための具体策を策定し、個々の目標に向けて合理化、効率化を図る。 ・ 日頃より、適切な体調管理、水分、栄養補給さらには転倒事故防止に努め、利用者の健康を維持していくことで、入院に至るような疾病、事故を防止する。 ・ 適切なベッド稼働管理を行うとともに、近隣の医療機関、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、稼働率97%、回転率月間10名以上を常に維持し、安定した収入の確保に努める。 ・ インスタグラム、Youtube等のSNS運用を開始し、施設の特徴やアピールポイントを積極的に配信し、利用者確保や職員採用への効果的な活用につなげていく。

聖十字ハイツ 通所リハビリテーション 2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

通所リハビリテーション 20名

II. 事業方針

地域や家族の中で可能な限り在宅生活を継続していただくための福祉拠点として、専門的リハビリテーションを実施するとともに、さらに楽しいレクリエーション、安心・満足のための介護、看護、さらには心温まる交流の場を提供する。さらに「利用者の声に誠実に耳を傾け、不安に寄り添い、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみ誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また訪問リハビリテーションや、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なサービスが継続して提供できる体制を整備していく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーション・各種サービス実施体制を構築する。	・ 利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「楽しく生活したい」「元気になりたい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。 ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。 ・ リハビリテーションを通じて、高齢者の方々を常に孤独にせず、笑顔で過ごせる地域での生活を実現する。

【多様なリハビリの展開】 身体的機能訓練に加え、認知症の方へのケア・リハビリ、さらには地域リハビリテーションの展開の体制を構築する	・ 現在、中心的に実施している身体的機能訓練に加え、在宅生活を維持していくための生活訓練、嚥下、言語訓練、さらには脳の活性化のための楽しいリハビリテーション等も積極的に導入していく。 ・ 認知症の症状をお持ちの利用者に対する専門的ケアの実施体制を構築するとともに、栄養指導、脳トレなどより専門的な認知症ケアの実施に向けての検討を進めていく。
【地域・事業所内の連携】 ケアプランデータ連携システムの導入を進め、訪問リハビリテーション事業、ショートステイ事業等と連携し、地域住民の健康づくり、身体機能の向上に多角的に貢献する。	・ 近隣の居宅介護支援事業所と連携しながら、新たに「ケアプランデータ連携システム」の導入を進め、地域連携と業務の効率化を図る。 ・ 訪問リハビリテーション、短期入所とも緊密に連携し、地域の高齢者が在宅での生活を維持継続できるような機能訓練や各種支援を総合的に提供する。 ・ 介護老人保健施設の利用後、在宅復帰される方の継続的なフォローアップのために、介護支援専門員や支援相談員とも情報交換を密にし、安心して自宅での生活を継続できるような環境整備、機能訓練の提供を行う。
【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	・ 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。 ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的なリハビリテーションを行う。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。 ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的に、今後の療養生活の支えとなるようなリハビリテーション計画を策定する。

【相談援助の充実】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。	・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高いケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は 100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、資質の向上を図る。
【多職種協働・連携の充実】 リハ・看護介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じていただける食事の提供を目指していく。	・ 利用者の方々が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的かつ個別的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しい、また視覚・嗅覚でも楽しめる食を提供できるように、ソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。
【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。	・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで事故・ヒヤリハットの発生率低下をめざす。 ・ 感染症対策の取り組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切なケアの見直しを行う。

【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。	・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	・ 入所施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように平時より職員教育に努める。
【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための事業稼働率の確保	・ 適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携するとともに、四日市市桜地区もサービス提供区域と位置づけ、利用者の確保に努め、平均利用人数 19 名を常に維持する。 ・ インスタグラム、Youtube 等の SNS 運用を開始し、施設の特徴やアピールポイントを積極的に配信し、利用者確保や職員採用への効果的な活用につなげていく。

聖十字ハイツ 訪問リハビリテーション 2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

訪問リハビリテーション

II. 事業方針

利用者が可能な限り住み慣れた自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

具体的には利用者の実際の生活の場にお伺いして、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ちながら、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上のための機能訓練及び専門的支援を提供する。さらに福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。

また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なリハビリテーションが提供できる体制を整備していく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 利用者の声に誠実に耳を傾け、その方が望む生活を実現していく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーションや専門的支援を提供する体制を構築する。	・ 末永く在宅での暮らしが維持、継続できるよう、利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「元気になりたい」「楽しく生活したい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。 ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。

【多様なリハビリの展開】 身体的機能訓練に加え、認知症の方へのケア・リハビリ、さらには地域リハビリテーションの展開の体制を構築する	・ 現在、中心的に実施している身体的機能訓練に加え、在宅生活を維持していくための生活訓練、嚥下、言語訓練、さらには認知機能向上訓練、家族への介護補助具指導も積極的に実施していく。 ・ 認知症の症状をお持ちの利用者に対する専門的ケアの実施体制を構築するとともに、栄養指導、脳トレなどより専門的な認知症ケアの実施に向けての検討を進めていく。
【地域・事業所内の連携】 ケアプランデータ連携システムの導入を進め、訪問リハビリテーション事業、ショートステイ事業等と連携し、地域住民の健康づくり、身体機能の向上に多角的に貢献する。	・ 近隣の居宅介護支援事業所と連携しながら、新たに「ケアプランデータ連携システム」の導入を進め、地域連携と業務の効率化を図る。 ・ 居宅介護支援事業所、さらには通所リハビリテーション、短期入所とも緊密に連携し、地域の高齢者が在宅での生活を維持継続できるような機能訓練や各種支援を総合的に提供する。 ・ 介護老人保健施設の利用後、在宅復帰される方の継続的なフォローアップのために、介護支援専門員や支援相談員とも情報交換を密にし、安心して自宅での生活を継続できるような環境整備、機能訓練の提供を行う。
【サービスの質の向上】 身体的機能訓練に加え、認知症の方へのケア・リハビリ、さらには地域リハビリテーションの展開の体制を構築する	・ 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。 ・ 事業所内研修や、外部の専門研修にも計画的に参加し、自らの技術の向上を図る。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切なリハビリテーションや支援が提供できる人間関係を構築する。

【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的なハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	・ 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう支援を行う。 ・ 利用者の方々の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、個々に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。 ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的なリハビリテーションを行う。 ・ 利用者の皆様方の「健康への望み」をみたすため、真摯に相手に寄り添い、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供を実施する。
【相談援助の充実】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。	・ 地域福祉の拠点として、利用者、家族だけでなく、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、様々なニーズにも積極的に対応していく。 ・ 利用相談への対応は常に相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。
【多職種協働・連携の充実】 地域の医療福祉関係者との多職種協働体制で連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・ 主治医や担当介護支援専門員、他事業所スタッフなど多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びを生み出す。 ・ 各専門職種間で、知識と情報を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。	・ 訪問前の健康管理、手洗い、手指消毒を徹底し、日々の衛生管理、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組みを行う。

【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための事業稼働率の確保	・ 適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携するとともに、四日市市の一部もサービス提供区域と位置づけ、利用者の確保に努め、月平均 300 回（1 日平均利用人数 14 回）を維持する。 ・ インスタグラム、Youtube 等の SNS 運用を新たに開始し、施設の特徴やアピールポイントを積極的に配信し、利用者確保や職員採用への効果的な活用につなげていく。
---	--

ケアハウス 白百合ハイツ 2026（令和8）年度 事業計画

I 施設方針

令和7年度は令和6年度と同様に、新型コロナ等感染症による面会の制限等で引き続き利用者にご負担をおかけする1年であった。令和8年度では、新たに整備された菰野聖十字の家2階研修室を活用した余暇活動の検討を全職員で相談、検討しながら取り組んでいきたい。その他の計画事項についても必須の重要項目なので継続して実施していきたい。

また、今年度はエレベーターのリニューアル工事を予定している。他にも経年により不具合が出現してきた設備、機器の更新にも迅速に対応し、入居者の利便性向上に努める。

II 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
1. 感染防止し、入居者が安心して生活できる環境を提供する	施設内の環境を整備し、利用者ができるだけ快適に過ごせるように支援する。具体的な内容として、以前から使用しているオゾン除菌機器、光触媒、UVishを継続的に使用し、共用部分やコロナ感染者居室で使用しながら定期的なアルコール拭き取り除菌等を実施していく。今後の感染対策についても国や三重県からの指導の下、適宜感染対策を実施し、新たな感染症に関する情報が提供された段階で、その都度入居者の方々へ迅速に提供していく。職員への情報提供も並行して行っていく。
2. 入居者の方々の健康状態を把握し、日常生活動作の低下を防ぐ	入居者の方々の日々の様子観察を継続して行い、体調変化の早期発見、適宜病院受診に繋げていけるように支援する。また緊急時におけるスムーズな情報提供を可能とするため、入居者の方々やご家族からの医療情報の確保と職員間共有を継続していく。 具体的な内容として、入居者の方々やご家族からの情報を生活日誌等日々の様子の記録を行い、必要な内容を職員間で共有していく。 緊急時の連絡先を明確にし、生活日誌やケアプラン等必要な情報を提供できる体制を構築していく。 その他、理学療法士に依頼し、リハビリ体操を継続して提供していく。入居者の日常生活動作の低下を予防し、自立した生活を維持できるよう努める。
	コロナ禍で中止されていたボランティア活動の受け入れ態勢の整備を行い、利用者が充実した施設生活

3. 余暇活動を積極的に行っていく。	を送ることが出来るように支援する。 これまで行ってきたボランティア活動だけでなく、現在の利用者のニーズに合わせた活動を検討し、入居者の方々が希望する活動に参加できる機会を提供していく。 食堂や菰野聖十字の家2階研修室を活用した余暇活動を企画立案していく。 ご利用者様と協力しながら、季節に応じた施設内の展示物を検討していく。
4. 職員各々の技術向上、キャリアアップを図る	面談者自身の技量向上を図り、職員一人一人の仕事に対する意識の向上を行っていく。 施設内研修だけでなく、施設外の研修も対面、ZOOM等可能な限り参加し、職員の質を向上させる。 法人研修会へは職位・職種ごとに当該職員を参加させスキルアップを図り、職員が将来の目標に向けて意欲的に取り組めるよう努める。
5. 自立生活を継続できるように支援する	入居者の方々が抱えている疾病・障害や施設生活での悩みを軽減できるよう生活相談員を中心に親身になって支援していく。 できる限り慣れた環境での生活が継続できるよう、フォーマル、インフォーマルサービスを利用し、当施設での生活を継続していけるように支援する。 介護支援専門員や各サービス事業者等との連絡・調整の援助を適宜行っていく。
6. 安全に美味しく楽しい食事ができるように支援する	入居者の方々が楽しめるよう、行事食、一人鍋、アユの塩焼き、ざるそば、ローストビーフといった季節が感じられる料理の提供を行う。 食中毒及び感染症対策委員会での内容を情報共有し、食中毒の予防に努める。
7. 経営安定のため高稼働率の維持に努める	年間稼働率97%を目標として取り組む。 入居申し込みされている方々に対して、定期的な連絡を取ることで白百合ハイツ入居を意識していただけるように働きかける。 介護支援専門員や各サービス事業者等へは、適宜施設の空き情報を提供し、各地域包括支援センター、各病院の地域連携室の他、老人クラブや民生委員に対しても働きかけを行い、入居申し込み者数の向上に繋げる。特に2人部屋の利用をPRし、稼働率改善を図る。

聖マリアこども園

2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

1. 保育園（保育標準・短時間認定…保育に欠ける子ども対象） 80名
2. 幼稚園（教育標準時間認定保育…保育に欠けない子ども対象） 15名
3. 子育て支援（子育て支援室、一般型一時預かり保育）
4. 病後児保育
5. 聖十字フォレストエリアを利用した自然あそび

- * 保育園と幼稚園を一体化させた幼児施設であり、子育て相談や親子の集いの場を提供する子育て支援を行うためにも、子育て支援室、一時預かり保育、病後児保育などの事業活動を含め、在園児及び未入園児も対象に、地域の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに幼児の健全な育成（保育・教育）に努めます。
- * 未入園児の一時預かり保育や1歳から小学3年生の児童対象の病後児保育など、在園児並びに未入園児の子どもと保護者のニーズに幅広く対応していきます。
- * 保護者の方の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがい、子育ての楽しさを感じられるような働きかけを行います。
- * 発達支援の必要な子どもについては、個別の支援計画を立て職員配置をし、施設を利用する全ての子どもたちと保護者の困り感を軽減するように努めます。また、配置基準以上に職員を配置を目標としきめ細やかな保育により子どもたちへ安心安全な居場所を提供します。
- * 聖十字フォレストエリアでは自然の中に身をおくことで安らぎや安心感のほか、緑に囲まれた環境や四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験することにより、不安やストレスから解放され自然あそびを通して季節の変化を感じてられるようにします。
- * 講師（体操、英語）等により専門分野での指導により、興味関心を広げられるようにします。

II. 運営の基本理念

- * 神さまによって与えられた命、一人ひとりの思いを尊重しながら、豊かな人格の基礎を作るために恵まれた環境を整え、心身ともに健やかな成長を見守り援助します。

III. 基本方針

- * 家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、安心して過ごせる環境と質の高い保育・教育により子どもたちの育ちを保障します。

IV. 事業目標

- * 小学校就学前（病後児については小学3年生まで）の子どもに対する教育及び

保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することにより、地域の子どもたちが健やかに育成される環境を整えるといった幅広い社会のニーズに応えます。

V. 年間目標・教育保育のねらい

「生きる喜びを感じ、分かち合い、心身ともに健やかにのびる子どもを見守る」

- めざすこどもの姿
- ・健康で安全な生活が出来なんでも食べる丈夫な子
 - ・優しい思いやりのある子
 - ・いろいろな体験を通して何にでも挑戦する子
 - ・自分の考えが言え友だちの考えも聞ける子

- めざすこども園の姿
- ・子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる。
 - ・「生きる力」を育て、ともに育ち合えるように援助する。
 - ・一人ひとりの発達を大切にし、あそびを通して教育的機能を行き届かせ人間形成の基礎を培う。

行事計画

月	事業内容 (行事)	行 事 目 標 (経験していくこと)	ね ら い (子どもの育ち)
4 月	・進級式・入園式 ・個人面談 電話相談 ・新入園児歓迎会 (春のお散歩) ・聖十字フォレスト エリア散策 ・内科検診	・入園を喜び、明るく元気に登園し園生活が楽しいと感じることでこども園生活の楽しさを感じる。 ・保護者と成長や課題の確認をしながら信頼関係を培う。 ・異年齢の子どもたちと関わり楽しくあそぶ。 ・緑に囲まれた環境や四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験する。 ・日常生活に必要な基本的生活や健康な生活習慣を身につける。	・友だちとの関わりの中で、相手の存在や立場を理解し思いやりある優しい心を育てる。 ・自然に触れて感動する体験を通して四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験することにより、不安やストレスから解放され自然あそびを通して季節の変化を感じる。 ・自分の身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣や感染症対策を身につける。
5 月	・野菜の植付け ・春の遠足 ・自然の中であそぶ	・身近な植物を知り、土や水に触れて野菜の苗付けを楽しむ。 ・異年齢児や先生との触れ合い楽しみいたわりや憧れの要もちを持つ。	・集団としてのきまりが分かり、友だちとのつながりを広め一緒に活動することを楽しむ。 ・友だち、先生と一緒に遠足に出かけ親しみや絆を

	・尿検査	・身近な春の自然に触れて戸外であそぶことを楽しむ。 ・身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。	・深め、情緒の安定を図る。 ・春の自然に気づき関心を持って見たり触れたり植物の不思議さに気づき豊かな心情を育てる。 ・自分の身体や病気について関心を持つ。
6月	・温泉水プールあそび ・保育参観 ・歯科検診	・水あそびや温泉水プールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・保護者の人と一緒にこども園で楽しいひと時を過ごす。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ちうがいや歯みがき、フッ素洗口など予防に必要な活動を進んで行う。	・積極的にあそぶ中で運動機能の発達を図る。 ・園での生活を保護者に見てもらい中で、楽しく過ごす中にもがんばる気持ちを持つ。 ・保護者の人に日頃の成果を見てもらい意欲や積極性を育む。 ・自分の身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。
7月	・七夕会 ・どろんこあそび ・温泉水プールあそび	・心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、豊かなイメージを持ちながら楽しく表現する。 ・泥あそびや温泉水プールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら楽しむ。	・七夕伝説に関心をもち、様々な体験を通して豊かな感性を育てる。 ・積極的にあそぶ中で、運動機能の発達を図り、心と身体を十分に働かせる。
8月	・温泉水プールあそび ・夏まつり ・お泊り保育	・泥あそびや温泉水プールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・夏ならではのあそびを楽しむ気持ちを開放する。 ・身近な環境に主体的にかかわりお泊り保育を楽しみ中で自分の力で行うために考えたり工夫したり、時には友だちや保育者の力を借りながらやり遂げる。	・興味や関心、応力に応じて全身を使って活動することにより身体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付ける。 ・準備や片付け、衣服の着脱などの見通しを持って行動する。 ・食事や排せつ、衣服の着脱などに必要に気づき、自分の身体を健康に保つ。
9月	・防災、避難訓練 ・祖父母参観 ・敬老の日(手紙郵送) ・施設交流会	・実際に起こった時のことを考えて正しく行動しようとする。 ・自分たちの生活との関係に気づき防災に対しての経	・火事や地震、不審者対策をなぜ繰り返して行っていくかを聞き、その重要性を感じる。 ・祖父母、入居者の方との

	・奉仕作業（土曜日を利用して、）	・験を広める。 ・お年寄りへのいたわりや優しさを培う。 ・保護者の方と一緒に園庭整備をし、運動会や日々の園庭でのあそびを充実させていく。	・関わりの中で信頼感や愛情、優しさを持ち、人権を大切にする心を育てる。 ・健やかな育ちを促すため、安全なスペースである園庭で思いきり身体を動かしてあそぶ。
10月	・運動会 ・秋の遠足 ・ハロウィンパーティ ・内科検診	・運動会のお稽古に参加する中で自分の感情や意志を表現しながら自己表現や自己コントロール力、集団行動を学ぶ。 ・身近な社会や自然の環境と触れ合う中で発見を楽しみ、美しさや不思議さを感じる。 ・身近な人と関わり信頼感や愛情を感じる。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ち健康で安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	・積極的に運動する中で、運動機能の発達を図るとともに、親や祖父母の愛情に気づきそれらの人々を大切にしようとする気持ちを育てる。 ・目標に向かって挑戦し困難なことにつまずいてもあきらめずに取り組み。 ・秋の自然に関心を持ち、豊かな心情を育てる。 ・自然に触れて感動する体験を通して自然の変化を感じる。 ・自分の身体や、病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。
11月	・収穫感謝祭（焼き芋） ・自然の中であそぶ ・ふれあいまつり（5歳児）	・秋の自然に触れ秋の実りに感謝し味わう。 ・観劇の芸術に触れ楽しむ。 ・緑に囲まれた環境や四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験する。 ・幅広い経験することによって想像性と創造性を伸ばし色々な人の働きを受け止め生活経験を広める。 ・自然との触れ合いの中で発見や感動、驚きながら季節の移り変わりの様子や美しさに気づく。 ・地域の方と触れ合いながら、まつりを楽しむ。	・様々な体験を通して、豊かな感性を育てる。 ・好奇心や探求心を持って考え、言葉などで表現しながら身近な事象への関心を高め、自然への愛情や畏敬の念を持つ。 ・自然に触れて感動する体験を通して四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験することにより、不安やストレスから解放され自然あそびを通して季節の変化を感じる。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。

			・地域の伝統的な行事に触れ自分たちの住んでいる地域により親しみを感じる。
12月	・クリスマス会 ・クリスマスパーティ ・聖十字フォレストエリア散策 ・年末大掃除 ・大晦日 ・冬季休暇	・クリスマスの意味を知る。 ・様々な表現活動を通して、想像性と創造性を伸ばす。 ・それぞれの場面を担当し、こども園の伝統行事を引き継いでいく。 ・緑に囲まれた環境や四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験する。 ・新しい年を迎えるにあたり、それぞれが過ごしている部屋や玩具などをきれいにして新年を迎える準備をする。	・身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さに対する感覚を豊かにする。 ・共通の目的の実現に向けて役割分担をして活動し個々の力を発揮する。 ・友だち同士で表現する過程を楽しみながら表現する喜びを味わい意欲を持つ。 ・自然に触れて感動する体験を通して四季折々の季節を美しいと感じる感性を養い、自然の美しさを直接体験することにより、不安やストレスから解放され自然あそびを通して季節の変化を感じる。 ・1年間健康に過ごせたことに感謝し気持ちよく新年を迎える。
1月	・新年のご挨拶 ・お正月あそび ・おもちつき ・冬の自然に触れる	・年末年始の伝統的な行事に関心を持つ。 ・正月あそびでは、言葉や伝承あそびに興味を持ち楽しむ。 ・雪や氷に触れ冬の寒さを体感する。	・生活の中で言葉への興味や関心を育てる。 ・日本の伝承あそびに参加し、意味を知る。 ・冬の自然に触れあそびに取り入れながら興味・関心を広げる。
2月	・節分会 ・交通安全指導 ・保育参観	・節分や鬼に関する絵本や話を見たり聞いたりし、異年齢で楽しい豆まきに参加する。 ・日常生活に必要な交通安全など、基本的な習慣や態度を養う。 ・早春に向かう自然の変化に気づく。 ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。	・空想のお話を聞いたり見たり、触れたりして興味・関心を広げる。 ・交通安全に必要な基本的な習慣、態度を身につけ、そのわけを知って行動する。 ・身近な環境の中で標識や文字の役割に気づく。 ・冬から春への季節の変化に気づき自然の恵みを感じる。

			・何事にも興味を持って取り組み、知識・意欲・態度を育てる。
3月	・ひなまつり会 ・春の遠足 ・お別れ会 ・春の自然を探してあそぶ ・個人面談 電話相談 ・終了式 ・卒園式	・一緒に過ごしてきた保育者や友だちとの愛情や信頼関係を分かち合う。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・進学、進級への期待を膨らませ、家庭や保育者間の丁寧な連携の中で安心して卒園・進級する。	・一人ひとりを活かした集団を形成しながら人と関わる力を育てる。 ・集団生活の楽しさを味わい、仲間と協力する態度を身につける。 ・公共の施設を大切に利用するなどして社会とのつながりを意識する。 ・自信を持って毎日の生活を過ごしながら新しい生活に対する期待感を持つ。

- ★誕生会 毎月1回
 ★交通安全日 毎月10日前後
 ★異年齢保育 随時（園外保育など）
 ★避難訓練 毎月1回（地震・火災・不審者・土砂災害など）★消火訓練 毎月
 ★身体測定 身長（4，7，10，1月） 体重（毎月） 頭囲（4，10月）
 視力（2月－3歳児以上）
 ★その他 5歳児 ― 調理実習及び、講師による特別保育として、
 英語（20回）、体操（33回）があります。
 4歳児 ― 講師による特別保育として
 英語（22回）体操（33回）があります。
 3歳児 ― 講師による特別保育として体操（33回）

聖十字四日市老人福祉施設 2026（令和8）年度 事業計画

I. 事業内容

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29床
短期入所生活介護（ショートステイ）	10床
デイサービス事業	
（通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業）	1日定員 25名
居宅介護支援事業	
在宅介護支援センター	

II. 施設方針・事業計画

1. 地域密着型介護老人福祉施設（施設入所者・短期入所生活介護）

「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」ことを基本方針とし、地域との密な交流を図りながら、これまでの生活を継続してゆけるように、ユニット型施設の特徴を活かしたサービスを提供する。

施設では、生活相談員を中心に、医務、介護、栄養・調理、事務が連携をしながら緊急なケースにも柔軟に対応し、支援を必要としている方々に広く利用していただけるよう環境を構築していくとともに、さまざまな委員会を設け、職員がBCP計画を十分に理解し実践することで感染症や事故等を予防し、安全な生活を過ごせるよう取り組んでいく。

また、生活の質の向上に向け、季節ごとの食事や行事・催し等を生活に取り入れ、日々を楽しく暮らしていただけるよう取り組んでいく。

併設された在宅介護サービスセンターと連携を図り、居宅サービスから施設サービスへのスムーズな移行を実現し、地域から信頼していただける施設作りを目指す。

事業目標

項目	目的	具体的な内容	実施時期
ミーティング・研修の開催	ユニットサービスの質の向上	・ユニットケア、支援方針を見直し、統一されたケアを職員が共有して入居者にとって安心な介護を行う。 ・各ユニットで必要な研修目標を立て、それを随時実施する。 ・外・内部研修へ参加し、内容を現場へフィードバックすることで全職員の能力向上、スキルアップにつなげていく。	1回/2か月 随時 随時

防災対策	安全の確保	・日中1回、夜間想定1回の計2回の消防訓練を行い、日頃から災害への意識をもつよう心掛ける。 ・不審者情報が施設周辺に出た場合に備えて、避難、対応等の訓練を行うことで、入居者及び職員自身の安全を確保する。 ・BCP マニュアルに即して訓練や座学を行う。	2回/年 1回/年 各2回/年
ユニット内行事や外出行事の開催	生活の質の向上	・季節を感じられる行事や、外出可能な時期には四季を肌で感じられるよう催しを立案し、慣れ親しんだ地域の空気を感じていただく。	随時
入退去業務	稼働率の安定 施設への要望等の把握	・入居検討委員会を開催し、待機者の状況や優先順位等を検討して適切な入居につなげ、97%以上の稼働率を目指す。 ・パンフレットを各所へ配布する。 ・運営推進会議を開催し、ご家族や行政、地域の方のご意見やアドバイスを施設経営に取り入れる。 ・ご家族との面会時の会話から、施設への要望や不満を聞き取り、速やかに改善する。 ・施設見学等を随時行い、施設の内容や雰囲気を広く知っていただく。	1回/月 随時 1回/2か月 随時 随時
ケアプランの作成	満足度の向上	・利用者の状態の変化を注視し、必要なサービスを計画、立案する。 ・ケアプランに沿った支援を実施できるよう担当職員と会議の場をもつ。	随時 1回/2か月
多職種との連携	問題の予防・早期解決	・ユニットリーダーや看護師、相談員や栄養士、施設長との会議の場を設けることで各所の問題を早期に把握し、都度解決案を模索する。	1回/月

服薬、健康管理 医師との連携	状態悪化の防止、早期対応	・担当医と連携を密にし、情報提供を迅速に行えるように日誌等を簡潔にわかりやすく記入する。 ・連絡手段を確認しておき、急変時に必要な対応を行うことのできるよう、日頃から職員に徹底しておく。 ・誤薬を防ぐために多段階的にチェックを行い随時実施状況を確認する。	随時 随時 随時
衛生、食品管理	異物混入や食中毒を無くす 備蓄の確認 食事満足度向上	・厨房内の消毒、清掃を徹底し、食中毒の蔓延を防ぐことで入居者の健康を害することなく、施設での楽しみである“食”を提供することに努める。またユニット内での食事イベントを行い、満足度向上に努める。 ・調理場の機能が停止した場合等に備えて備蓄を常に3日以上確保しておく。また、長期に備えて外注業者との食事提供方法の事前の話し合いを進めておき、有事の際に対応がとれるようにしておく。	随時 随時
感染症委員会の開催	感染症の流行を予防する	・定期的に委員会を開催し、職員に意識付けを行う。 ・マニュアルの整備、予防方法の指導を随時行い、感染予防の重要性を認識する。感染症が発生した際の対応、勤務体制等を事前に協議し、即座に動けるように情報共有を徹底しておく。 ・年2回の研修に加え、感染を想定した実地訓練を1回以上行う。 ・感染症に対するマニュアルを整備するとともに、利用者、職員の日々の健康チェックや作業ごとの消毒を実施していく。 ・感染症発生時に必要な物資を常時確保しておく。	1回/3か月 随時 随時 随時 随時
事故防止対策	事故発生率の減少	・事故防止委員会を開催し、正しい対処法と対応を身に着ける。 ・報告書を速やかに作成し、全職員が回覧し、周知することで同様の事故を減らす。	1回/3か月 随時

身体拘束の廃止	身体拘束を無くし、QOLを向上する	・委員会を定期的を開催し、入所者のストレスの軽減や正しい対応方法を共有しながら、拘束の意味や対処法を相手の立場に立って理解する。	1回/3か月
褥瘡を防止する	衛生的な健康管理を行う	・定期的な委員会を開催し、予防の徹底や発症時の適切な対応を学び、栄養、清潔、体位交換の重要性を全職員に周知する。	1回/3か月
他事業所との連携	介護サービスの適切な利用を実現する	・隣接する通所介護や居宅支援事業所等と連携して在宅から施設サービスへのスムーズな移行を実施する。 ・ご家族の意見を取り入れ、担当介護支援専門員と連携して最適なサービスを提供する。	随時 随時
研修等の実施	職員のスキルアップのため	・法人内での職員交流、意見交換のため法人内研修に参加する。 ・リーダー以上の職員が事案を作成しリーダーミーティングにて研修を行い、順次全職員へも研修を行う。	随時 1回/2か月

2. デイサービス事業（通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業）

施設を利用していただく地域の高齢者の皆様、介護されるご家族の方々が安心して在宅生活を維持していただけるよう、質の高いサービスの提供を行い、地域の福祉に貢献するとともに、運営の安定化を図る。

BCP計画を十分に理解し、災害時には適切な事業継続を実践し、利用者にとって安全安心なサービスを実施する。

事業計画

項目	目的	具体的な内容	実施時期
防災対策	安全の確保	・施設が福祉避難所に指定されていることから、避難訓練や災害に対する意識づけを日頃から行う。 ・避難場所の整備や備蓄資源を随時確認して有事に備えておく。 ・BCP マニュアルに即して訓練や座学を行う。	随時 2回/年訓練 随時 各2回/年

利 用 率 の 向 上	運営の安定	・定期的にミーティングを行い、利用状況、レクの改善等を話し合う。 ・随時日常の業務を見直し、効率的により多くの利用者に満足していただけのサービスを提供する。 ・ボランティアや地域行事を誘致し、老人会等の行事に参加して施設の広報をするとともに地域との結びつきを強化する。 ・障害者の方の受け入れを引き続き行う。 ・臨時の催しの際には利用者皆様に声かけを行い、同時に地域の方もお誘いして利用、参加を促していく。	1 回/月 随時 随時 随時 随時
地 域 の 方 々 と の 交 流	地域福祉への 貢献	・地域の方が参加できるレクを提案、悩みを相互に共有できる話し合いの場を設定、提供することで今後のサービスに反映させる。	随時
感 染 症 対 策	感染症を予防 する	・マニュアル等の整備、予防を徹底することで罹患、蔓延を防ぎ、利用者の健康や施設の安全な環境を確保するための衛生管理を行う。 ・感染性ウィルスに対する注意喚起を随時行い、利用者、職員の日々の健康チェックや作業ごとの消毒を実施していく。 ・必要な物資を確保しておき、流行時期には行政とも連携して対応策を事前に職員に周知し、利用者にもお知らせしておく。	随時 随時 随時
研 修 等 の 実 施	職員のスキル アップのため	・職員の習得必須の研修への参加 ・社内外問わず、各キャリア段階に沿った研修への参加を促す ・法人内での職員交流、意見交換のため法人内研修に参加する。 ・主任職、ケアマネが事案を作成し、ミーティングにて全職員に研修を行う。	随時 随時 1 回/3 カ月 1 回/年以上

3. 在宅介護支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、予防対策から介護、医療等の多様なサービスを利用するための相談、支援を行うことを目的とし、四日市市の委託を受け、地域包括支援センターの地域窓口としての役割を担う。また、障害者やその家族からの相談についても適切な機関に繋げていく。

事業計画

項目	目的	具体的な実施内容	実施時期
総合相談窓口業務	地域の相談窓口として相談者を支える	・本人や家族、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して状況の把握を行う。 ・地域の独居高齢者、高齢者世帯への定期的な訪問により見守り、相談を行う。 ・介護保険の説明や認定申請代行を行い、ケアマネージャーとの調整を行う。	随時 随時 随時
地域機関との連携	協力体制を構築する	・民生委員定例会へ参加し、情報共有を行う。 ・人権プラザ小牧運営協議会へ出席する。 ・保々地区まちづくり構想策定委員会へ出席する。 ・民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人会、自治会等の主催行事への協力や勉強会の開催を行う。 ・在宅介護サービスセンター運営協議会を開催する。 ・介護予防教室を開催する。	1回/月 3回/年 1回/月 随時 1回/年 15回/年
権利擁護業務等	自立支援のため	・虐待や消費者被害、金銭管理等の意思決定の問題や悩みを、行政や関係機関と協力し、適切な解決、援助につなげられるよう努力する。	随時
訪問給食の実施	バランスの良い食事提供	・地域の高齢者が住み慣れた場所で継続して生活していけるように、また調理や買い物が困難な高齢者の栄養確保や安否確認のために昼、夕食の配食を行う。	随時

研修等の実施	職員のスキルアップのため	・法人内での職員交流、意見交換のため法人内研修に参加する。 ・主任職、ケアマネ等が事案を作成し、在介ミーティングにて研修を行う。	随時 1回/年以上
--------	--------------	---	------------------

4. 居宅介護支援事業

高齢者が在宅にて自立した生活を送ることができるよう、行政、医療、施設・居宅サービス事業者、地域包括支援センター、地域資源の活用を含め、その方にとって最も有利なサービスが受けられるように、常に利用者の立場に立って居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行う。

事業計画

項目	目的	具体的な実施内容	実施時期
相談事業	基本業務遂行	・相談を受け、要介護認定の申請代行や取次を行う。 ・サービス計画の作成や連絡調整、モニタリング、給付管理業務を行う。 ・地域包括支援センター、在宅介護サービスセンターから依頼を受け、要支援の利用者の介護予防計画を作成する。 ・他市町村と連携しながら幅広く相談業務を展開する。 ・規定以上の件数を担当し、安定した経営、黒字収支を目指す。	随時 随時 随時 随時
医療との連携	医療、福祉サービスの連携を図る	・かかりつけ医と協同し、在宅や入院時の速やかな支援の実施を実現する。	随時
研修等の開催、参加	知識の向上と情報提供	・外部主催の研修等へ参加し、知識を向上させるとともに外部との連携を図る。 ・事業所主催で勉強会等を行い、ご家族等の困りごとを傾聴し、情報交換する。 ・法人内での職員交流、意見交換のため法人内研修に参加する。 ・主任職、ケアマネが事案を作成し、ミーティングにて全職員に研修を行う。	随時 随時 随時 1回/年以上

鈴鹿聖十字会 給食センター 2026（令和8）年度 事業計画

1. 運営上の目標

「利用者の皆様一人ひとりが安全・安心して生活していただく利用者の皆様一人ひとりに最も有利なサービスを提供する。心から寄り添い、その声に耳を傾ける」を実施するため給食センター職員が、与えられた指示だけでなく、自分で考え判断し仕事をする。知識やスキルを活用して効率的で質の高い仕事をする事ができる職場環境を構築していく。

2. 給食費について

利用者様の健康状態にあった食事、利用者様の嗜好や季節感を取り入れた食事を提供し利用者満足度の向上を図る。納入業者との随時価格交渉、複数業者間での価格比較を行い、物価高騰による食材費の増加を前年度比 110%以内に抑える。

3. 備蓄食について

災害時に確実な食事の提供ができるよう、給食センター内での研修を行う。また調理・介護合同の備蓄食に関する防災訓練に参加する。備蓄食マニュアルに沿って 9 月の防災の日に、備蓄食を昼食に提供する。

項目	目的	具体的行動計画	実施時期・期間
献立	栄養素量の充足 種類豊富な献立 適正な食形態	食品構成表を基に献立作成 旬の食材を取り入れる 様々な調理法を取り入れる	随時
行事食	満足度向上	季節ごとの行事食 お楽しみ食事会	随時
		ケア) 冬季 1 人鍋 (寄せ鍋・すき焼き)	1 回/月 (11 月～3 月)
調査		嗜好調査の実施	1 回/年
喫茶		季節のおやつ、食形態に合った おやつを数種類の中から入居 者に好きなものを選んでもら い提供する。	1 回/月 イエ) 12 月休み ハイツ) 1 月休み
ミーティ ング	サービスの向上	食事満足度委員会 供食ミーティング	1 回/月

研修	業務改善 主体性・専門性の 向上	年間研修計画を作成し実施する。その内容を現場へフィードバックすることで、全職員のスキルアップにつなげていく。	4回/年
		防災訓練の一環として非常食を取り入れた献立を実施し、非常時の食事提供の手順を確認する。	9月
栄養ケア	健康の維持・増進 疾病・重症化の予 防	栄養ケア計画 栄養モニタリング	4回/年 随時
		ミールラウンド	3回/週
人員の確保	職場環境の改善	ハローワーク・ポスティング・派遣会社・紹介会社・インターネットなど様々な求人媒体を利用する。	随時
勤務形態 の 簡略化		ケアハウス単独の勤務体制を進める	通年
		完全調理済み冷凍食品の活用	

菰野聖十字の家診療所

2026（令和8）年度 事業計画

I. 施設方針

- ・利用者のニーズに寄り添った健康管理、医療の提供を行う。

II. 事業計画

計画事項	実施内容
社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念に基づき、医療サービスの質の向上を目指す	・社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念の基、地域の各医療・福祉機関、さらには法人内の関係福祉施設と緊密に連携し、より一層、患者様及び福祉施設利用者様へ提供する医療の質向上を図り、地域の信頼を得る医療を目指す。
医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、地域の患者様や利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	・多職種協働のチームで対応することによって、患者様の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康とQOLの向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的な医療サービスを提供できる体制を作り出す。
法人内関係福祉施設利用者の健康管理	・特養・障害・白百合入居者の定期投薬、臨時投薬（院外処方）
感染症防止および予防医学の推進	・新型コロナウイルス予防接種 ・インフルエンザ予防接種 ・肺炎球菌ワクチン予防接種 ・带状疱疹ワクチン予防接種 ・日常の健康相談